

# デジタル化による個人所得申告の新しいあり方に向けた提言

2026 年 9 月 30 日

一般社団法人 ソフトウェア協会 政策・法務知財委員会  
社会的システム・デジタル化研究会  
(通称 Born Digital 研究会)

Ver. 1.0

# 目次

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| 目次.....                                           | 1  |
| 1. 背景と課題認識 .....                                  | 3  |
| 1-1. 課題の事例: 年末調整業務 .....                          | 3  |
| コラム 1: 年末調整の社会的コストの試算 .....                       | 4  |
| 1-2. 紙を前提とした仕組みの弊害 .....                          | 5  |
| 1-3. 一貫性の欠如と事業者への過大な負担 .....                      | 5  |
| 2. 新しいあり方に向けた基本的な考え方 .....                        | 6  |
| 3. 取り組むべき領域 .....                                 | 8  |
| 3-1. 個人所得申告の簡易化.....                              | 8  |
| 3-2. 個人所得情報集約の基盤整備.....                           | 9  |
| 3-3. 個人事業主の所得申告の簡易化 .....                         | 9  |
| 4. 個人所得申告の簡易化 .....                               | 9  |
| 4-1. 現状の課題.....                                   | 10 |
| 4-2. 海外事例からの学び .....                              | 12 |
| 4-3. 基本的な方向性.....                                 | 18 |
| 4-4. 具体的な施策 .....                                 | 21 |
| コラム 2: イギリス型と北欧型 — 精算機能を誰が担うか.....                | 25 |
| 5. 個人所得情報集約の基盤整備.....                             | 27 |
| 5-1. 現状の課題.....                                   | 27 |
| 5-2. 海外事例からの学び .....                              | 28 |
| コラム 3: 記入済み確定申告の海外事例 .....                        | 29 |
| 5-3. 情報基盤のあり方 .....                               | 29 |
| 6. 個人事業主の所得申告の簡易化 .....                           | 34 |
| 6-1. 現状の課題.....                                   | 34 |
| 6-2. 海外事例からの学び .....                              | 35 |
| コラム 4: プラットフォームを活用した簡易な申告・納税の海外事例.....            | 37 |
| 6-3. 日本への示唆: デジタル時代に即した所得課税・納税プロセスのグランドデザイン ..... | 38 |
| 7. 全体ロードマップ .....                                 | 40 |
| 7-1. 短期(~2028 年) .....                            | 40 |
| 7-2. 中期(~2031 年前後).....                           | 41 |
| 7-3. 長期(~2030 年代半ば) .....                         | 41 |
| 8. 継続検討すべき課題 .....                                | 42 |
| 8-1. 給与支払報告のリアルタイム化に関する課題 .....                   | 42 |
| 8-2. 年末調整の簡易化に関する課題 .....                         | 42 |
| 8-3. ワンクリック確定申告に関する課題 .....                       | 43 |
| 8-4. 住民税の現年課税化に関する課題 .....                        | 43 |

|                                                                                        |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 8-5. 情報基盤に関する課題 .....                                                                  | 44 |
| 8-6. プラットフォーム連携に関する課題 .....                                                            | 44 |
| 8-7. 横断的な課題 .....                                                                      | 45 |
| 9. 提言まとめ .....                                                                         | 47 |
| 10. 社会的システム・デジタル化研究会について .....                                                         | 48 |
| 参加メンバー .....                                                                           | 49 |
| オブザーバー .....                                                                           | 49 |
| 11. 参考事例 .....                                                                         | 49 |
| 調査報告書: イギリスにおける税務のデジタル化 ～ Real Time Information、Making Tax Digital、<br>デジタルインボイス ..... | 49 |

## 1. 背景と課題認識

確定申告制度、年末調整制度など、日本における現状の社会的システムの多くは、戦後に紙での処理を前提として構築されたものであるが、昭和、平成を経た令和の時代においても、その基本的な成り立ちは変わっていない。

確かに、e-Tax や e-Gov など、電子申告、電子申請の仕組みは着実に普及しており、これは特に行政コストの低減につながっている。事業者側にとっても、行政手続 API に対応した業務クラウドサービスを用いて、電子申告等が行えることで、比較的小規模な事業者も活用が可能となり、事務負担の一定程度の軽減につながっている。

ただし、これまでの取り組みは、紙を電子化する、例えば確定申告書を電子的に送信する、という観点に留まっており、デジタルを前提とした申告・納税プロセス全体の見直しには至っていない。結果的に、提出を受ける行政機関はデジタルで後工程を処理でき、効率化が実現されているが、事業者側に関しては、クラウドサービス、スマートデバイスなどの情報通信技術の活用により、事業者内で完結する業務のデジタル化は進みつつあるものの、申告データの作成等の前工程におけるデジタルの活用には改善や効率化の余地があり、社会全体としてのコストの最小化を実現できていない。

### 1-1. 課題の事例：年末調整業務

年末調整制度は、戦後に税制のあり方が賦課課税から申告納税へと根本から変わる中で導入された。原則としては申告納税であるものの、一般個人(給与所得者)には税制に関する知識が十分ではないこと、また、事務処理能力が十分でないことを踏まえ、事務処理能力が相応にあるであろう事業者が、給与所得者の実質的な申告事務を肩代わりすることになった<sup>1</sup>。この際には、コンピューターが一般に利用できない時代を反映し、全てが紙を前提とした業務として整備された。

このように導入経緯として本来は確定申告の簡易版であるはずの年末調整であるが、近年、税制の複雑化とともに、年末調整の方が確定申告より処理が複雑となる現象が発生している。これは、確定申告は年間の所得額が確定した状態で行うのに対し、年末調整では所得金額の見積額を用いる必要があるためである。具体的には、近年の税制改正により、配偶者(特別)控除や基礎控除の適用に当たって給与所得者本人の所得金額の見積りが必要となった。また、配偶者に関しても、共働きの増加により基礎控除額の水準以上に所得を有することが一般化し、見積りにより精度を求められるようになった。

現在、事業者における年末調整業務は、処理に際し業務クラウドサービスを使うことが多くなっている。また、従業員による申告書作成の電子化、保険料控除証明書の電子化なども進み始めている。ただし、その業務自体は、紙を前提とした当初の業務から本質的には変わっておらず、年末調整業務は、全国の膨大な数の事業者で、年末という一般的に業務繁忙とされる時期に、多大な時間をかけて業務が行われている。一方で、税制がより複雑化する中で、事業者の税制に関する知識が十分とは言えない状況も生まれている。結果的に、年末調整業務が必ずしも正しく実施されていないことも起こりうる。これに対し、行

---

<sup>1</sup> ただし、シャープ勧告(Appendix D C.2.b.(5))では、事業者による年末調整業務は、税務当局による対応が困難であるための措置と位置付けられており、税務当局が対応できるようになり次第、年末調整業務は税務当局に移管すべきとされている(“The process should be shifted, however, to the Tax Offices as soon as such a shift is possible.”)。

政でその正確性を検証するのは、事業者と行政での二度手間と言える。つまり民間、行政両者で多大なコストを要している。

## コラム 1: 年末調整の社会的コストの試算

年末調整に日本全体でどれだけの労力が投じられているかを示す公的な統計は存在しないため、公表統計と一定の仮定に基づき、概算を試みた。

国税庁「民間給与実態統計調査」によれば、令和 6 年分の年末調整を行った給与所得者は 4,721 万人、民間の源泉徴収義務者(事業所)は 269 万件である<sup>2</sup>。時間単価は、パートタイム労働者を含む平均給与 478 万円を、同じくパートタイム労働者を含む年間総実労働時間(約 1,640 時間)で除した約 2,900 円/時に、法定福利費等の事業主負担を加味した約 3,400 円/時とする<sup>3</sup>。従業員本人が費やす時間についても、その多くは勤務時間内に行われ、その人件費を負担しているのは事業者であることから、同じ単価を適用する。その上で、従業員本人の作業(証明書の収集、申告書の記入・入力、差戻し対応)、事業者の担当者による処理(申告書の配布・回収管理、内容確認、証明書との照合、給与計算システムへの入力、年末調整額の算出)、事業所ごとの固定的な作業(税制改正の確認、スケジュール設計、法定調書合計表・給与支払報告書の作成・提出、従業員からの問合せ対応)のそれぞれについて、下表の通り幅を持たせた仮定を置いた<sup>4</sup>。

| 前提・試算結果              | 低位          | 中位          | 高位          |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|
| 従業員本人の作業時間(1 人あたり)   | 15 分        | 30 分        | 45 分        |
| 担当者の処理時間(従業員 1 人あたり) | 10 分        | 20 分        | 30 分        |
| 事業所ごとの固定作業           | 3 時間        | 6 時間        | 10 時間       |
| 総投入時間(年間)            | 約 2,800 万時間 | 約 5,500 万時間 | 約 8,600 万時間 |
| 貨幣換算(年間)             | 約 940 億円    | 約 1,890 億円  | 約 2,920 億円  |

この試算によれば、年末調整には社会全体で年間およそ 2,800 万～8,600 万時間(中位シナリオで約 5,500 万時間)、貨幣換算で年間およそ 940 億～2,920 億円(同約 1,890 億円)のコストが投じられていることになる。中位シナリオの約 5,500 万時間は、一般労働者(フルタイム、年間約 1,950 時間)約 2.8 万人分の労働力が、毎年、年末の限られた期間に集中的に投じられていることに相当する。なお、

<sup>2</sup> 国税庁「令和 6 年分民間給与実態統計調査」

<sup>3</sup> 平均給与は同上、年間総実労働時間は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和 6 年分結果確報)の就業形態計(パートタイム労働者を含む)の月間総実労働時間 136.9 時間を年換算した概数

<sup>4</sup> 従業員本人および担当者の所要時間は一定の仮定に基づく概算値である。参考として、申告書作成が電子化された環境における従業員本人の所要時間の目安は、保険・扶養ありの場合で 5～15 分、住宅ローンありの場合で 10～20 分と公表されている例がある。紙を前提とした環境では、証明書の収集や差戻し対応を含め、これを大きく上回ると考えられる。

この試算には、ソフトウェアの利用料や外部委託費用、公務員部門、行政側の処理コスト(給与支払報告書の処理等)は含まれておらず、これらを加えれば総コストはさらに大きくなる。

本提言が目指すのは年末調整の廃止ではなく簡易化であるため、コストの全てを削減できるわけではない。仮に簡易化によるコスト削減効果を 5 割程度とすれば、年間数百億円から 1,500 億円規模(中位シナリオで 950 億円程度)の社会的コストの削減可能性があることになる<sup>5</sup>。

## 1-2. 紙を前提とした仕組みの弊害

上述のように、日本の社会的システムの多くは、紙での処理を前提として構築されており、現状においても、その基本的な成り立ちは変わっていない。しかし、紙を前提としたまま、プロセスの一部を電子化するだけでは、実現される効率化は限定的である。

紙を前提とした仕組みの典型的な特徴は、年に 1 回の処理が中心となっていることである。紙を前提としていると、その業務負荷は重く、その業務負荷を随時や月に 1 回といったタイミングで求めることは難しい。このため、結果的に年に 1 回、まとめて処理するといった仕組みが中心になっている。例えば、従業員に対する給与支払いは毎月行われるのに対し、年末調整の実施、源泉徴収票の発行、給与支払報告書の提出といった業務は全て年末から年始にかけての年 1 回の処理となっている。また、給与支払いに伴い、社会保険や労働保険の手続きも必要となるが、社会保険の算定基礎届の提出や労働保険の保険料申告書の提出も年 1 回の処理となっている。

一方で、年 1 回にまとめることは、ただでさえ重い業務負荷を、極端に大きい負荷とすることも意味している。1-1 節に事例として示した年末調整業務はまさにその典型例と言える。年末という一般的に業務繁忙とされる時期に、極めて重い業務負荷を追加で発生させている。こうした業務が集中するタイミングにおいては、事業者におけるバックオフィス部門はもとより、その業務を代行する士業においても、労務管理が非常に大きな問題となっている。過去のように残業に対する許容度が高かった時代には成り立ったとしても、現代においては物理的に成り立たない状況も生みかねない。

また、このように年 1 回の処理となっていることの最大の弊害は、給与支払(逆の立場から見れば給与受取)状況などを国や地方自治体がタイムリーに把握することができず、その結果としてコロナ禍など迅速な公的支援が必要な事態においても、それを実現することができないことである。公的支援は、その必要性に応じて行われるべきものであり、コロナ禍においては、所得の変動状況を踏まえた支援が求められた。しかし、所得の変動状況をリアルタイムに近い形で把握する仕組みがない結果、迅速性を優先するために、全国民一律の特別定額給付金のような制度設計が選択されることとなった。

## 1-3. 一貫性の欠如と事業者への過大な負担

日本の社会的システムの多くは、それぞれの目的のもとで、個別に整備されてきた。具体的に言えば、

---

<sup>5</sup> 本概算は民間事業者における直接的な人件費のみを算出しており、ソフトウェアの利用料や外部委託費用、公務員部門、行政側の処理コスト等を含んだ実際の総コストはより大きいものと考えられる。一方で、社会的コストの観点では、これまで年末調整で済んでいた人が確定申告を行うようになると、確定申告側でコストが発生することに留意が必要である。今回はあくまでも議論の出発点として一定の仮定に基づき試算を実施したが、さらなる精査が望まれる。

所得税、住民税、社会保険、労働保険は、それぞれの目的のもとで個別に整備されてきている。これらの社会的システムは、全て給与支払情報が処理の出発点となっている。しかし、給与支払情報をどのような単位で集計し、どのようなタイミングで、どこに報告するかは一貫していない。

例えば、所得税、住民税は、1月から12月の給与支払情報を個人単位で集計する。一方で、社会保険は原則として4月から6月の給与支払情報を個人単位で集計する。これに対し、労働保険では、4月から翌年3月の給与支払情報を事業所単位で集計する。元となる情報は共通でありながらも、社会的システムが個別に整備されてきた結果、事業者は同じような情報を異なる単位で集計し、異なるタイミングで、異なる先に提出する必要がある。つまりワンスオンリーになっておらず、事業者に過大な負担を強いている。

また、それぞれの社会的システムにおいて、段階的に整備が進んできた結果、一貫性に欠ける部分が存在する。例えば社会保険においては、標準報酬月額表という等級表が大きな構成要素になっている。これは社会保険制度において、算定基礎届・定時決定という現在につながる仕組みを整備する際<sup>6</sup>に、当時まだコンピューターはもとより電子計算機も一般的でなかったことから、紙、すなわち、等級表に当てはめるだけで保険料が算出できる仕組みとして整備されたものと考えられる。

一方で、その後月給と賞与の間で保険料負担および給付反映の公平性を確保する観点から2003年に総報酬制が導入された際には、賞与については賞与額に保険料率を直接乗じる方式が採られた<sup>7</sup>。このような実額比例処理が実務上可能となった背景には、この時点では少なくとも電子計算機が一般に利用可能であったことがあるものと考えられる。一方で、月次の保険料算出には引き続き等級表が残された。すなわち、社会保険という社会的システムにおいて、等級表という紙を前提とした簡易的な仕組みと、賞与に対する実額計算という電子を前提とした仕組みが混在する結果となっている。

このことは、日本の社会的システムが、過去の制度技術を温存したまま、部分的にその後の技術に基づいた処理を継ぎ足してきたことを示している。このようにこれまでの社会的システムの整備は、旧来の仕組みを温存しながら、新しい要件を上乗せすることを繰り返しており、全体として一貫性に欠ける。

日本の社会的システムの課題は、単に紙の手続きが残っていることではない。より本質的には、帳票中心、年次処理中心、事業者代理処理中心という紙・手作業時代の制度設計が、電子申告・電子申請の普及後も温存されていることにある。その結果、行政側の後工程は効率化されつつある一方で、事業者側では、制度別に異なるデータ定義・集計単位・提出時期に合わせて情報を再加工する負担が残っている。

## 2. 新しいあり方に向けた基本的な考え方

近年のデジタル技術の発展を踏まえると、デジタル技術を浸透させることで社会全体としての効率を抜本的に向上させ、社会的コストの最小化を図る<sup>8</sup>ことが可能である。ただしそのためには、今ある業務プロセスの電子化(Digitized/Digitization)を図るだけでは不十分であり、デジタルを前提として業務プロセスの根底から見直すデジタル化(Digitalized/Digitalization)が必要である。デジタルを前提として業務

---

<sup>6</sup> 1953年の健康保険法・厚生年金保険法・船員保険法の一部改正

<sup>7</sup> 正確には、賞与額から1,000円未満を切り捨てるという端数処理を行った標準賞与額とした上で保険料率を乗じる。

<sup>8</sup> これはいわば、社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)と言える。

プロセスの根底から見直すデジタル化を実現するためには、税制のあり方も含め、社会的システムの根幹から見直すことも否定すべきではない。

デジタル化を進めるに際しては、以下の 4 つのポイントを踏まえる必要がある。

- 発生源でのデジタル化
  - 情報は発生源においてデジタル化する。近年では POS での販売管理や、給与計算ソフトでの給与計算など、情報は当初からデジタルデータとして処理されていることが一般的である。これら発生源でのデジタルデータを起点とする。
- 原始データのリアルタイムでの収集
  - 発生源で生まれたデジタルデータは、情報量を維持するという観点で、合理的な範囲でそのまま、かつ、リアルタイム(もしくはリアルタイムに近い形)で次のプロセスに引き渡す<sup>9</sup>。
- 一貫したデジタルデータとしての取り扱い
  - 発生源で生まれたデジタルデータは、業務プロセス全体を通じて一貫してデジタルとして取り扱う。事業者内、さらに事業者間の業務プロセスにおいて、紙などのアナログを経ず、一貫してデジタルとして取り扱う。事業者から行政への申告・申請等においても、デジタルデータとして引き渡し、行政内の業務プロセスにおいても、一貫してデジタルとして取り扱う。
  - 行政から発信する告知や通知についても、デジタルデータとすることによって、事業者等の民間においてデジタルでの処理が可能となる<sup>10</sup>。
  - データは、XML のように、後工程でのデジタルでの処理を前提とした構造化された (Structured) フォーマットとする。逆に紙の様式を模したデータフォーマットである必要性はない<sup>11</sup>。
  - つまり、これまでの取組みのように、事業者から行政の申告・申請等を中心とした紙の様式の電子化にはとどまらない。
- 社会的コストの最小化の観点での、必要に応じた処理の主体の見直し
  - 発生源から行政まで一貫してデジタルデータとして取り扱う中で、どの時点でどのような処理を行うのかは、必要に応じ、全体最適の観点で見直しを行う。
  - 例えば経費精算において、個々の従業員が経費精算処理を行うのではなく、購入・利用明細データをサービス提供主体から直接事業者が受け取って従業員に代わって経費精算処理を行うことも可能である。

---

<sup>9</sup> 原始データから以降のプロセスで集約・加工することは可能だが、集約・加工したデータから原始データを復元することはできない。また、後工程でのリアルタイム性は、発生源から次のプロセスにデータが渡るタイミングを超えることはできない。なお、数秒間の遅れもなくという純粋なリアルタイム性は求められていない。ここでいう「リアルタイム」は、コンピューターでの日次処理を前提に、当日のデータを概ね翌日までといった程度のリアルタイム性を意図している。

<sup>10</sup> 一例としては、既に実用化されているが、住民税の特別徴収税額通知をデジタルデータとして事業者に提供することによって、従業員へのデジタルでの配信が可能になると同時に、事業者の給与計算システムへの反映も可能になる。

<sup>11</sup> ただし、当初は紙での処理と併存することも踏まえ、ヒューマンリーダブルな PDF データに XML データを組み込むなどの方式や、紙を AI-OCR で構造化されたデジタルデータ化するなどの方式も短中期での現実解として採用しう。

- 行政が必要なデータにアクセスできるのであれば、社会的コストを最小化する観点から、事業者個別に処理を行うのではなく、行政において一元的に処理を行うことも考えられる。

上述のデジタル化のポイントを踏まえ、デジタルを前提として業務プロセスの根底から見直すことによって、社会的システムは、より簡易、公平、タイムリーな仕組みに進化しうる。例えば、デジタル化を前提として年末調整業務をゼロから考えるとすると、これまでと比較し、圧倒的に簡易かつ効率的な仕組みとすることが可能ではないか。

### 3. 取り組むべき領域

社会的システムのデジタル化は、取り組むべき領域が多岐にわたり、また、実現までに長期の時間を要する領域も存在する。特に税制のあり方を含め、社会的システムの根幹から見直すことが必要であれば<sup>12</sup>、十分な検討と議論が必要であり、その実現までには長期の時間を要することが想定される。

本提言では、個人所得申告をテーマに検討を行った。第2章で示したデジタル化のポイントを踏まえ、デジタルを前提として業務プロセスの根底から見直すことによって、個人所得申告を、より簡易、公平、タイムリーな仕組みに進化させるための検討を行った。個人所得申告としては、まず所得税および住民税における申告が想起される。実際に本提言でも所得税及び住民税における個人の所得申告を中心に検討を行った。一方で、個人の所得情報は社会保険や労働保険等でも利用されている。社会全体の効率化という観点では、所得税および住民税だけを念頭に考えるべきではない。

具体的には、デジタル化の徹底による個人所得申告の簡易化(第4章)を主要論点とした上で、追加論点として、デジタル化のための情報基盤の整備(第5章)および個人事業主の所得申告簡易化(第6章)について検討を行った。検討を行う上では、足元での即効性はあるが、本質的な見直しとはならない施策、一方で理想的ではあるが、難易度が高くその実現を見通すことにできない施策のどちらかに偏ることのないよう意識した。つまり、法令等の大幅な見直しを必要とせずに、短期的に実現しうる領域と、必要に応じ法令等の大幅な見直しも含め、中長期的に取り組むべき領域の両面を、全体ロードマップ(第7章)として策定し、計画的に進めることができるよう検討を行った。

#### 3-1. 個人所得申告の簡易化

個人所得申告の究極の姿は、デジタル化によって、申告を必要とする個人誰でもがワンクリックで確定申告を完了できるようになることである。「ワンクリック確定申告<sup>13</sup>」では、確定申告の画面を開けば、申告に必要な情報が全て集約されており、申告の対象となる所得の額とそれに応じた税額が計算されている。申告を行う個人が内容を確認し、「申告する」というボタンをワンクリックすれば、申告が完了する。

この世界が実現すれば、年末調整という業務そのものが不要になり、特に事業者の業務負担は大幅に

---

<sup>12</sup> これは一概に現行の社会的システムを否定するものではない。例えば、申告納税という前提を維持しつつも、戦後急速に増加する給与所得者の申告納税義務を効率的に果たすことを可能にしたという点で、年末調整制度のメリットは否定されるものではない。あくまでも必要に応じて見直すことを意図している。

<sup>13</sup> 東京財団の森信茂樹氏が提唱してきた「日本型記入済み申告制度」と実質的に同じ考え方である。

低減される。しかし一方で、年末調整には特定のパターンに該当する個人の所得申告を極めて効率的に実現するというメリットもある。将来的な確定申告への一本化も見据えつつ、短中期的には、年末調整の位置付けを確定申告の簡易版として再定義し、対象となる個人の申告の徹底的な簡易化を図るべきである。

### 3-2. 個人所得情報集約の基盤整備

前節に示す個人所得申告の簡易化を本格的に実現し、特にワンクリック確定申告へ発展させるためには、さまざまな情報を一元的に集約できる情報基盤が必要である。中長期的には、資産に関する情報<sup>14</sup>もこの情報基盤に集約することによって、より公平性の高い仕組みも実現可能となる。この観点では、本提言では具体的な検討には踏み込んでいないが、情報基盤の整備は現在その必要性が議論されている給付付き税額控除の実現にもつながる施策である。

またこの情報基盤に対し、リアルタイムで情報を連携することによって、個人が自らの収入と見込まれる税額をタイムリーに把握することが可能になる。また、所得税・住民税以外の観点でも、コロナ禍に限らず今後も起こり得る大規模災害やパンデミックなどの際に、「収入が激減した人」など適切なターゲットに絞り込んだ上で、効率的にプッシュ型の公的支援(給付金等)を行うことも可能になる。

### 3-3. 個人事業主の所得申告の簡易化

本提言のテーマである個人所得申告には、当然のことながら個人事業主の所得申告も含まれる。しかしながら、給与収入と給与所得控除のみで所得額を算出する給与所得者と比較し、個人事業主の所得額の算出は独自の複雑性がある。

また、従前から個人での事業を生業としてきた個人事業主に対し、近年増加しているデジタル・プラットフォームを経由した副業層や小規模な個人事業主は、特に収入の発生源が多様化していること、また、取引一件あたりの収入も少額にとどまることから、適切な所得申告の難易度がより高い。

こうした課題に対し、諸外国では、デジタル・プラットフォーム事業者が保有する日々の取引データを、納税者が容易に集約・管理できる情報基盤の整備が進んでおり、日本においても同様な仕組みを検討すべきと考える。

## 4. 個人所得申告の簡易化

本提言の主要テーマである個人所得申告に関して、まずは現状の課題を整理した上で、海外の事例なども踏まえ、デジタル化によってそれら課題を解消する方向性の検討を行った。さらに、方向性を具体的な施策に分解し、整理を行った。

---

<sup>14</sup> 必ずしも資産そのものの情報ではなく、資産から生まれる所得情報を集約するという考え方もありうる。

## 4-1. 現状の課題

### 4-1-1. 確定申告に関するさまざまな課題

3-1 節で示したように、個人所得申告の究極の姿は、デジタル化によって、申告を必要とする個人誰もがワンクリックで確定申告を完了できるようになることである。しかしながら、現状では、これは申告を行う個人の側、また、申告を受ける国の側の両面から難しい。

- 個人側の問題

- 現状の個人所得の確定申告は、紙の申告書中心から、国税庁が提供する確定申告書等作成コーナー等によるオンライン確定申告(e-Tax)が中心になってきている<sup>15</sup>。特に確定申告書等作成コーナーについては、毎年着実な改善が図られ、申告の難易度は大きく下がってきているのは事実である。
- 一方で、全ての対象者が問題なくオンライン確定申告できるレベルまで簡易化されているかという、まだその域には達していない。例えば保険料控除に必要とされる控除証明書をマイナポータル経由で電子的に取得・添付することは可能であるが、その方法は決して簡易とは言えない<sup>16</sup>。

- 国側の問題

- 確定申告書等作成コーナー等によるオンライン確定申告の難易度は大きく下がってきているが、現状ではまだ誰でもが問題なく完結できるレベルではない中で、確定申告を行う個人が増えると、それをサポートする国や地方自治体等の負荷が大きく高まる。仮に現時点で年末調整を廃止し、確定申告に一本化した場合、これまで確定申告を経験したことのない給与所得者に向けたサポートの負荷は実現可能なレベルではないものと想定される。
- また、仮に何とか申告自体は完了することができたとしても、その申告内容に誤り等を含む可能性があり、国における申告内容の精査コストが大きく膨らむ。さらに、これまでは事業者が年末調整において肩代わりしていた納税過納額の還付や、納税不足額の徴収などの業務を国が一括して実施するとなると、無視できない業務負担となる。

### 4-1-2. 年末調整に関するさまざまな課題

多くの給与所得者にとっての確定申告の代替手段となっている年末調整であるが、その業務を実施する事業者にとって極めて大きな負担となっており、近年、特に以下のような課題が指摘されている。

- 制度の複雑化

- 基礎控除、扶養控除、住宅借入金等特別控除など年々制度が複雑化してきており、事業者にとっては従業員への周知コストも含めて極めて大きな負担となっている。
- 特に、住宅借入金等特別控除については、住宅の区分による違いや土地・建物の按分処理、連帯債務(ペアローン)の取扱いなど、もともと制度が複雑であったことに加え、近年の頻繁な制度改正により住宅購入年によって異なる処理を行う必要があるなど、従業員への周知や問合せ

---

<sup>15</sup> 令和6年分の確定申告において、確定申告者2,339万人のうちe-Taxの利用による所得税等の確定申告書の申告人員は1,732万人となり、申告人員の約4人に3人はe-Taxで申告している(国税庁令和6年分の確定申告状況に関する報道資料の公表数値より)。

<sup>16</sup> 実際に令和6年分の確定申告においてマイナポータル連携を利用して控除証明書等を取得した人数は310万人に過ぎない(同上)。

対応を含めた会社側の負担が極めて大きくなっている。

- 見積額の使用による不確実性
  - 年末調整を年内に実施するため見積額の使用を避けることができず、これが年末調整の結果に対する不確実性を生んでいる。特に、本人以外にも配偶者や扶養家族の所得について見積額を使用しなければならない点については、見積額を提出すること自体の負担(心理的な負担も含む)に加え、正確性を欠く年末調整となっている可能性が高くなることや見積り誤りが判明した場合に再年調を行わなければならないなど、さまざまな課題がある。また、各種保険料控除に用いる保険料の納付情報についても未確定の見込み額を年末調整の計算に使用することが常態化している。
- プライバシー面での懸念
  - 近年のプライバシー意識の高まり等により従業員側は事業者提出する個人情報情報を最小限にしたい、事業者側も余計な個人情報を保有したくないという意識が強まっている<sup>17</sup>。
  - 従業員はプライバシーを懸念する控除項目について年末調整によらず、別途確定申告で対応することも可能であるが、そのことが一般に認知されているとは言い難く、また結果的に年末調整と確定申告という二重処理につながる。
  - 事業者側は年末調整を行うことを拒否することはできないため、従業員のものではない個人情報(配偶者の所得等)、もしくは事業者の活動と関係のない個人情報(従業員の住宅ローン残高等)の保有を余儀なくされている実態がある。

#### 4-1-3. 給与所得のリアルタイム把握と適切な支援

個人所得申告に関しては、前述の事務負担のほか、税務情報が給付の分野でタイムリーに活用されていないという課題もある。コロナ禍に限らず今後も起こり得る大規模災害やパンデミックなどの際に、「収入が激減した人」など適切なターゲットに絞り込んだ上で、効率的にプッシュ型の公的支援(給付金等)を行っていくことが求められる。しかし、1-2 節で示した通り、現状の紙を前提とし、年 1 回の処理が中心となっている仕組みでは実現が困難である。

- 給与所得者に関する給与支払報告書の提出は年 1 回(翌年の 1 月 31 日まで)とされており、月単位で給与が激減した個人を抽出することができないため、適切にターゲットを絞り込むことが困難となっている。
  - もともと、給与支払報告書は前年課税となっている住民税を決定することが目的であり、当該目的の範囲では年 1 回の提出で十分であると言えるが、これにより効率的な支援を行うことができずコロナ禍に「デジタル敗戦」ともいふべき事態を招いた一因となったことは否定できない。

#### 4-1-4. 住民税が前年課税であることに伴う課題

住民税については、現状、前年課税となっており、それに伴い複数の課題が指摘されている。

- 担税力と納税額の乖離の発生
  - 前年の所得を基準に当年の住民税額が決定されるため、収入が前年に比べて大きく変動した場合に担税力と納税額に乖離が生じるケースが発生する。例えば、前年に比べて所得が激減

---

<sup>17</sup> 例えば、配偶者の所得や住宅ローンの残高などは、プライベート性が高く、積極的に事業者に開示したい情報ではないものと考えられる。

しているにも関わらず、前年の所得を基準にした高額な住民税を納税しなければならず、納税者にとって大きな負担となっている場合がある<sup>18</sup>。特に、副業や介護対応など働き方が多様化し年ごとの収入に増減があることが決して珍しくない現在の労働市場においてはこの問題は一層顕著になっていると考えられる。

- 担税力と納税額の乖離は、住民税の滞納率(特に普通徴収の場合)が高くなっている要因の一つでもあると考えられる。滞納は自治体職員のリソースのひっ迫や税収の低下等のさまざまな弊害をもたらすものであり、前年課税は納税者だけでなく自治体にとっても大きな課題となっていると考えられる。
- 給付や社会保障政策の判定におけるタイムラグ
  - 近年、住民税非課税世帯を対象とした給付が多用される傾向にある。しかし住民税非課税世帯は、判定にあたって資産や分離課税となる所得が考慮されない<sup>19</sup>、年金生活の高齢者世帯が大部分であるなど、支援対象としてそもそも妥当なのかという問題があるが、加えて、「判定に使用される所得が古すぎる」という問題もある。例えば、2026 年 4 月現在の住民税非課税世帯に対して緊急支援を行う場合、当該時点で住民税非課税世帯であるか否かは 2024 年の所得で判定されるため、結果的に「一昨年の所得」を参照して支援対象か否かを決定していることになってしまうが、これではタイムリーな支援は難しい。
  - 上記のような緊急支援の場合に限らず、住民税額が自治体の各種社会保障政策に紐づけられていることによるさまざまな課題が存在する。例えば、2026 年 4 月の保育料を決定する際には 2025 年度の住民税額が基準となるが、2025 年度の住民税額は 2024 年の所得をもとに決定されるため、結果として一昨年の所得をもとに現在の保育料を算定していることになる。こうしたタイムラグにより、適切な社会保障政策が妨げられている面があることは否定できない。

## 4-2. 海外事例からの学び

イギリスは、2013 年に給与支払報告のリアルタイム化(Real Time Information、以下「RTI」)を実施し、その後、税額計算の年度内精算、社会保障給付との連携、コロナ禍における緊急支援へと、リアルタイムに把握される所得情報の活用範囲を段階的に広げてきた。本節では、RTI 導入前後の変化を軸に、イギリスの経験から得られる示唆を整理する。

### 4-2-1. RTI 導入以前の仕組みと課題

イギリスの給与所得課税は、1944 年に導入された PAYE (Pay As You Earn)を基礎とする。PAYE は累積課税方式を採り、各回の給与支払時に年初からの累計給与額と累計課税済額に基づいて税額を計算する。このため、年間を通じて事情に変化がなければ、年度末時点で自動的に正しい税額に到達する。大半の給与所得者は確定申告を要せず、日本の年末調整に相当する年度末の一括精算の手続きも、原則として存在しない。

事情の変化を税額計算に反映させる役割は、HMRC (His Majesty's Revenue and Customs、歳入

---

<sup>18</sup> 失業等の場合の減免の制度は存在するが要件が限定されている。

<sup>19</sup> 「判定にあたって資産や分離課税となる所得が考慮されない」点については現年課税によって何ら課題は解消されない。この点については第 5 章で述べる情報基盤の活用が必要である。

関税庁)が個人ごとに定める tax code (税額計算コード)が担う。Tax code は、人的控除の額、過去の納付不足額、現物給与の見積額等を反映して算定され、事業者はこのコードに従って機械的に税額を計算する。したがって、tax code が実態と一致していれば税額は正確となるが、一致していなければ過不足が生じる。

RTI 導入以前、事業者から HMRC への報告は年 1 回であった。事業者は年度末に、事業所単位の年次申告である P35 と、従業員ごとの年間集計である P14 を提出し、入退社の際には別途 P45, P46 を提出していた<sup>20</sup>。この仕組みには、次の課題があった。

- 行政が個人の所得の実績を把握するのは年度終了後であり、年度途中の転職、複数就業、給与水準の変動を tax code に適時に反映できない。結果として年度末に過不足が生じる者が大量に発生し、事後的な精算通知(P800<sup>21</sup>)による還付・追徴が必要となる。
- 過不足の是正は、原則として翌年度以降の tax code を調整することで行われるため、精算の完了までに 1 年から 2 年を要する。特に還付については、納税者が長期間にわたり資金を回収できないことを意味する。
- 年度の途中で新たに就業した者や複数の職を持つ者には暫定的なコードが適用され、過大に徴収されやすかった。
- 事業者にとっては、年度末に集中する年次申告(P35, P14)の作成が大きな負担であった。
- 所得に応じて支給される給付(当時の tax credits)は、前年の所得等を基礎とせざるを得ず、所得の変動に追従できなかった。このため事後に過払いが判明して返還を求める事例が多発し、過誤払いと不正の温床となっていた。

つまり、報告が年 1 回であることが、課税の精度、精算のタイミング、給付の適時性のいずれにとっても制約となっていた。

#### 4-2-2. RTI の導入

HMRC は、2012 年 4 月からのパイロット・テストを経て、2013 年 4 月から原則として全ての事業者に RTI を義務付け、例外的なスキームを除き 2013 年 10 月までに移行を完了させた。HMRC はこれを、1944 年の PAYE 導入以来で最大の変更と位置付けている<sup>22</sup>。

RTI の基本は、給与支払の都度、その支払日「以前に(on or before)」、従業員ごとの給与額、所得税額、国民保険料(National Insurance Contributions、以下「NIC」)等を FPS (Full Payment Submission)により HMRC に送信することである。加えて、法定給付の還付請求や、その月に支払がなかった旨の届出等は EPS (Employer Payment Summary)により行う。報告は給与計算ソフトウェアを

<sup>20</sup> P35 や P14 等は、PAYE 制度で定められた報告様式である。当初は紙での報告であったが、2010 年前後に電子申告への移行が図られた。つまり RTI 導入以前から紙の電子化(digitization)は行われていた。これを年次処理から随時処理という業務プロセスそのもののデジタル化(digitalization)に踏み込んだのが RTI ということになる。

<sup>21</sup> P800 も PAYE 制度で定められた様式であるが、事業者から HMRC に提出される P35 や P14 等と異なり、HMRC から個人に、年度末照合の結果、過不足を知らせる精算通知である。また、P35 や P14 等と異なり、RTI 導入後も存続している。ただし、4-2-3 項のダイナミック・コーディングは、P800 の発生件数を減らすことを目的としている。

<sup>22</sup> HMRC が 2017 年に発表した“Real Time Information Programme Post Implementation Review report”による。

通じた電子送信が原則である<sup>23</sup>。従業員数が 9 人以下の事業者向けには、HMRC が簡易なツール (Basic PAYE Tools) を無償で提供している。

これにより、次の変化が生じた。

- 年次申告である P35, P14 が廃止された。年度末の集中的な報告業務がなくなり、報告が日常の給与計算業務の中に組み込まれた。
- 入退社時の P45, P46 の提出が不要となった。入退社の情報は FPS に含めて報告される。
- HMRC が年間を通じて個人の所得を把握できるようになり、tax code の精度向上と、後述する給付制度との連携の基盤が整った。

なお、パイロットは 3 段階に分けて順次拡大され、2012 年 4 月に 325 の PAYE スキーム<sup>24</sup>で開始した後、7 月に約 1,300、11 月には約 65,000 のスキームへと対象を広げ、2013 年 3 月末までに 25 万を超える事業者が参加するに至った。第 1 段階の参加者には HMRC による個別訪問等の手厚い支援が提供された一方、段階が進むにつれて支援の水準は本番時に想定されるものへと近づけられ、最終段階は実質的な予行演習として位置付けられた。

また注目すべきは、移行に際して小規模事業者への配慮がなされた点である。「on or before (OOB)」の原則については、従業員数 49 人以下の事業者に対し 2013 年 4 月から 6 ヶ月間の緩和措置が設けられ、その後さらに 6 ヶ月延長された<sup>25</sup>。制度の理念を維持しつつ、対応が困難な層に時間的猶予を与えるという手法は、本提言が第 8 章で論じる経過措置の考え方と一致する。

RTI の導入は、事業者の負担を実際に軽減した。HMRC が移行後に実施した事業者調査によれば、年度末処理の負担を 5 段階(1 が最小)で 1 または 2 と評価した事業者は、従来制度下の 54% に対し RTI 下では 75% に増加し、負担が減少または同程度とする回答は 80% にのぼった。所要時間についても 80% が短縮または同程度と回答し、費用面では 64% が変化はないとしている<sup>26</sup>。報告の頻度が年 1 回から給与支払の都度へと大幅に増えたにもかかわらず負担が軽減したのは、RTI が既存の給与計算業務の中に報告を組み込む設計であったためである。

#### 4-2-3. ダイナミック・コーディングによる年度内精算

RTI の導入により所得情報が年間を通じて得られるようになった一方で、それを税額計算に活かす仕組みは直ちには整わなかった。2017 年時点においても、年度末の照合において過不足が生じ、還付ないし徴収を要する件数は年間約 800 万件存在していた<sup>27</sup>。

<sup>23</sup> 紙による報告は、法令で限定的に定められた場合、具体的には、オンラインでの対応が困難であることを示せるごく少数の事業者にのみ例外として認められている。HMRC によれば、2026 年 8 月時点で該当する事業者は 200 から 300 者程度にとどまり、かつ紙による場合も所得税や NIC の控除額を手作業で計算する必要があるため、負担は軽くない。

<sup>24</sup> PAYE スキームとは、事業者が PAYE の対象となる給与を支払うために HMRC に登録する単位である。RTI の提出はこの単位で行われる。一つの事業者が事業部門や労働者の類型等に応じて複数のスキームを持つ場合があるため、スキーム数と事業者数は必ずしも一致しない。

<sup>25</sup> 「on or before」の原則および 49 人以下の事業者に対する緩和措置については、HMRC の調査報告書(PAYE Real Time Information “on-or-before” requirement)による。

<sup>26</sup> HMRC が 2014 年に実施した事業者調査による。ただし、従業員 9 名以下の事業者では、他の層に比べ年度末処理を困難と感じる割合が高く、また大規模事業者では、複数の PAYE スキームを運用するなど給与体系が複雑であることから、19% が所要時間は増加したと回答している。

<sup>27</sup> 年度末照合(End of Year Reconciliation)とは、年度終了後、HMRC のシステムが、確定申告(Self

そこで HMRC は、2017 年 7 月から、RTI データを用いて tax code を年度途中で再計算する仕組み(dynamic coding, PAYE Refresh)を導入した。その要点は次の通りである。

- 現物給与の届出や転職等の「トリガー」が生じた時点で、RTI で報告された年初来の給与額を年換算した「見積給与額(estimated pay)」を用いて、当年度の税額を再計算する。
- 従来、年度途中の変更によって生じる見込みの不足額は「潜在的不足(potential underpayment)」として翌年度の tax code で回収されていたが、これを「年度内調整(In Year Adjustment)」に置き換え、当年度の残りの期間で回収する。
- 併せて、還付を年度末まで待たせる要因となっていた暫定的なコードの使用を最小化する。

この結果、年度末に過不足なく終わる納税者が増え、事後的な精算通知(P800)の発生が抑制されるとともに、還付の早期化が図られた。

重要なのは、これが「年度末に一括して精算する」という発想からの転換である点である。イギリスは、リアルタイムに得られる情報を用いて、年間を通じて継続的に税額を最適化する方向を選んだ。つまり RTI に加え、ダイナミック・コーディングを導入することによって、年次処理から随時処理という業務プロセスそのもののデジタル化(digitalization)に踏み込んだことになる。これは、紙の電子化にとどまるのではなく、デジタルを前提とした業務プロセスの見直しを行うべきとする本提言の思想に呼応するものである。

もっとも、見積りに伴う課題は残る。例えば、年度の前半に賞与が支払われた場合、年換算による見積給与額が実態を上回り、税額が過大に計算されるといった事象が指摘されている。リアルタイム化は精度を向上させるが、見積りを用いる限り誤差は残ること、また RTI でカバーされていない情報<sup>28</sup>によっても、過不足は発生しうることには留意が必要である。さらに、結果的に生まれた不足額の精算は翌年度の tax code に反映される、すなわち翌年度に繰り越される仕組みが維持されていることにも留意が必要である。

#### 4-2-4. 社会保険・給付制度等への波及

RTI の影響は、所得税にとどまらない。イギリスでは、1999 年に税と社会保険の徴収を同一機関に統合する改革<sup>29</sup>が行われ、所得税と社会保険料の報告も一つの手続きに統合されている<sup>30</sup>。結果的に、社会保険である NIC についても、RTI の FPS により給与支払の都度報告されることとなり、年次申告は不要となった。年度末には最終 FPS の年初来累計データから HMRC の記録が作成され、これが国家年金(State Pension)の受給資格年数の基礎となる。

さらにより大きな波及は給付制度への影響である。イギリスは 2013 年、複数の給付を統合する新たな給付制度 Universal Credit(以下「UC」)を開始した。UC と RTI が同年に開始されたことは偶然ではなく、HMRC 自身が、DWP (Department for Work and Pensions、雇用年金省)による UC の実施を可

---

Assessment)の対象でない全ての PAYE 対象者について自動的に実行する突合処理である。過不足が発生した場合には精算通知(P800)が発行され、その後還付ないし徴収が行われる。年間約 800 万件との記述は、英国税務専門誌(Tax Adviser、2017 年)による。

<sup>28</sup> 代表的なものには、社用車や医療保険などの現物給与に関する情報や銀行利子に関する情報がある。なお、現物給与に関する情報は 2028 年に向けて RTI に取り込まれる計画となっている。

<sup>29</sup> それまで社会保険料を所管していた DSS(Department of Social Security、社会保障省)の Contributions Agency が 1999 年 4 月に Inland Revenue(内国歳入庁)へ移管された。その後 2005 年に Inland Revenue と Customs が統合して HMRC となった。

<sup>30</sup> イギリスにおける社会保険料は、日本のように算定を経て決まるのではなく、毎月の給与額(厳密には一定の定義による“earnings”)に料率を乗じて算出される。算出された結果は NIC に関する情報として前出の P35 および P14 に含まれ、年次で報告されていた。

能とするリアルタイムの所得情報の連携を、RTI プログラムの目的の一つとして掲げている<sup>31</sup>。

UC の給付額は、1 ヶ月の算定期間(assessment period)ごとに、その期間中に受領した RTI データに基づいて自動的に調整される。HMRC から DWP へは 1 日 4 回データが連携され、受給者が自ら収入を申告する必要は原則としてない。就労収入が一定額を超える部分については 55%の逓減率<sup>32</sup>で給付が減額される仕組みであり、収入が増えれば給付は自動的に減り、収入が減れば給付は自動的に増える。

この設計は、従来の tax credits<sup>33</sup>が抱えていた構造的な問題、すなわち前年所得を基礎とするために所得変動に追従できず、事後に多額の過払いの返還を求めることになるという問題に対し、より直接的に解消を図るものである。政府は、RTI を用いた実収入に応じた月次調整により、この種の過誤払いに対処できると説明していた。

一方で、リアルタイム化が新たな論点を生んだことも見逃せない。給与支払日が算定期間の境界に近い場合、報告のタイミング次第で 1 つの算定期間に 2 ヶ月分の給与が計上され、その月の給付が大きく減少するという事象が生じ、司法判断に至る事案も発生した。これを受けて DWP は、支払日の情報に基づいて正しい算定期間に自動的に割り当てる改善を行っている<sup>34</sup>。リアルタイムの情報を給付に直結させる場合、報告のタイミングの正確性が個人の生活に直接影響するため、ルールの明確化と自動的な補正の仕組みが不可欠であることを示す事例である。

さらに、RTI データの活用は税務と給付の領域にとどまらない。RTI データは国家統計局(ONS)との共同により月次の雇用・賃金統計として公表されており、財務省、予算責任局、イングランド銀行のほか、研究者にも利用されている。標本調査ではなく給与所得者の全数を対象とするため回収率の変動に影響されず、対象期間の終了から 2 週間ないし 3 週間で速報値が得られる。事業者に新たな調査への回答を求めることなく、税務目的で提出されたデータが公的統計の基礎となっている点は、本提言が第 8 章で論じるワンスオンリーの一つの到達点を示すものである。

#### 4-2-5. コロナ禍における公的支援

平時に整備されたインフラの価値は、有事において明確に現れた。2020 年 3 月、イギリス政府は雇用維持のための給付制度(Coronavirus Job Retention Scheme、以下「CJRS」)を発表し、約 1 ヶ月後の 4 月 20 日には申請の受付を開始した。この制度は PAYE を基盤として設計され、対象となる従業員は 2020 年 3 月 19 日までに RTI により報告されている者とされた<sup>35</sup>。すなわち、RTI によって既に HMRC が保有していた雇用と給与のデータが、そのまま受給資格の判定に用いられたのである。政府は議会答弁において、RTI データがない場合の処理は大幅な手作業を要し、システムを著しく遅延させるとともに不正のリスクを高めると説明している。

これと対照的なのが、個人事業主向けの支援(Self-Employment Income Support Scheme、以下

---

<sup>31</sup> 前出の“Real Time Information Programme Post Implementation Review report”による。

<sup>32</sup> 収入が 1 ポンド増えると、給付が 55 ペンス減額されることになる。

<sup>33</sup> 名称としては日本語にすると「税額控除」となるが、歴史的経緯による名称であり、その実態は税額から控除するものではなく、給付金であった。

<sup>34</sup> 給与支払日と算定期間の関係に起因する問題については、2020 年の控訴院判決およびその後の DWP による改善措置(2021 年 8 月)がある。

<sup>35</sup> CJRS の対象要件および RTI データの活用については、GOV.UK の公表資料および英国議会における政府答弁による。

「SEISS」)である。個人事業主についてはリアルタイムの所得情報が存在しないため、過去の確定申告(2016-17年度から2018-19年度)の平均利益に基づいて給付額を算定せざるを得なかった。その結果、申請開始は5月13日と、給与所得者向けの支援より遅れた。さらに、2019-20年度に開業した新規の個人事業主は、算定の基礎となる申告実績がないため当初の給付から除外され、2021年4月の第4弾でようやく対象に加えられた<sup>36</sup>。

つまり、給与所得者と個人事業主との間で、支援のスピードと公平性に明確な差が生じたことになる。この差を生んだのは政策の意思ではなく、平時に整備されていた情報基盤の有無であった。日本においても、コロナ禍の給付が一律の給付や煩雑な申請に依らざるを得なかったことも鑑みれば、この示唆は重い。この課題を踏まえれば、給与所得者以外の所得をどう把握するかが次の論点となる。

#### 4-2-6. 個人事業主に対するアプローチ

残された課題である給与所得者以外の所得をどう把握するかについても、イギリスでは取組みが進んでいる。興味深いのは、この課題に対し、RTIとは異なるアプローチで臨んでいるということである。

一つは、Making Tax Digital(以下「MTD」)である。RTIが支払う側である事業者からの報告をリアルタイム化する仕組みであるのに対し、MTDは稼ぐ側である個人事業主や不動産所得者の記帳と報告そのものをデジタル化する取組みである。付加価値税(VAT)について先行して導入された後、所得税(MTD for Income Tax)については、2026年4月6日から、事業所得・不動産所得の合計が5万ポンドを超える者(約86万人)を対象に開始された。対象は2027年4月に3万ポンド超、2028年4月に2万ポンド超へと段階的に拡大される予定である<sup>37</sup>。

MTDの下では、対象者は互換性のあるソフトウェアによりデジタルで記録し、四半期ごとに収入と経費の状況を報告した上で、年度末に最終申告を行う。年1回の申告のために年度末にまとめて記帳するのではなく、年間を通じて記録と報告を行うことで、記録の正確性を高め、年度末の負担を分散し、納税者が年間を通じて自らの納税見込みを把握できる状態を目指すものである。もっとも、MTDは当初2018年の開始が予定されていたものであり、8年の遅延を経ての開始である。大規模な移行が容易でないことを示すと同時に、方針を維持して段階的に進めることの重要性も示している。

もう一つが、デジタルインボイス(e-invoicing)である。イギリス政府は2025年に実施した意見公募を経て、同年11月、2029年から全てのVATインボイスをデジタルデータとして発行することを義務付ける方針を決定した。詳細なロードマップは2026年に公表される予定である<sup>38</sup>。

ここでデジタルデータとして認められるのはPDF等ではなく、機械可読な構造化データである。取引の段階でデータが構造化されれば、記帳から始まって、税額の計算、申告といった一連の流れについて、源流のデータから整合性をもって自動処理が可能になるという考え方である。

ただし注目すべきは採用されたモデルである。イギリスは、全ての取引を中央のシステムを経由させる集中型ではなく、事業者がソフトウェアを通じて直接取引先とデータを交換する分散型を選択し、税務当

<sup>36</sup> SEISSの給付算定および新規開業者の取扱いについては、英国議会図書館(House of Commons Library)の調査資料による。

<sup>37</sup> 約86万人という対象者数はHMRCの推計による。HMRCは、確定申告の対象である事業所得・不動産所得を有する納税者約702万人のうち、約290万人が最終的にMTDの対象となり、うち約86万人が2026年4月から適用されると見込んでいる。

<sup>38</sup> デジタルインボイスの義務化は2025年11月の予算演説において決定され、2029年から適用される。詳細なロードマップは2026年の予算演説に合わせて公表される予定である。

局への取引データのリアルタイム送信は求めないこととしている。

#### 4-2-7. 日本への示唆

以上のイギリスの経験から、本提言に関わる示唆として次の点を挙げることができる。

- イギリスにおける一連の取組みは、紙の帳票を電子的に提出する段階から、所得や取引が発生する源流でデータをデジタル化し、そのデータを税務・社会保障・公的支援・公的統計に活用する方向へ進んできたものと整理できる。この点は、日本においても、給与支払報告書といった帳票単位の電子化にとどまらず、給与支払、控除証明、請求書、プラットフォーム取引等の発生源データを、標準化されたデジタルデータとして一貫して取り扱う制度設計が必要であることを示している。
- RTI 導入以前は、報告が年 1 回であることが、課税の精度、精算のタイミング、給付の適時性のいずれにとっても制約となっていた。この構造は日本が抱える課題と本質的に共通する。
- 一方で、報告のリアルタイム化は、それ自体が目的ではない。年次の報告を前提とする限り、課税の精度、精算のタイミング、給付の適時性、危機対応力の欠如は構造的に解消できず、リアルタイム化はこれらを解消するための基盤、つまり手段である。
- リアルタイム化は、事業者にとっても年次の集中業務を解消するというメリットがあったが、事業者だけでなく、社会全体に渡る業務プロセス全体の再設計として評価されるべきである。
- 給与所得者と個人事業主との間の情報格差は、給与報告の仕組みだけでは解消されない。MTD や e-invoicing のような別のアプローチが必要であり、本提言における認定プラットフォーム事業者制度は、日本におけるその一つの解答となりうる。
- 一連の改革には長い時間を要している。改革の所要期間は、業務プロセスの変化量や既存の基盤の有無といった要素に大きく左右される。RTI は既存の電子申告基盤と組織統合の上に構築され、かつ UC の実施という締切を負っていたため約 3 年で完了した。他方 MTD for Income Tax は、新たな行動変容を求める改革であり、構想の発表から導入まで 11 年を要している。壮大なビジョンを掲げるだけでなく、ロードマップを策定し、ステークホルダーを巻き込み、着実に段階を踏むことの重要性を示している。

### 4-3. 基本的な方向性

#### 4-3-1. 確定申告と年末調整の位置付けの見直し

本提言は、デジタル技術を浸透させることで社会全体としての効率を抜本的に向上させ、社会的コストの最小化を図ることを目指しており、そのためにはデジタルを前提として業務プロセスの根底から見直すデジタル化(Digitalized/Digitalization)が必要である。しかし、デジタル化以前に、究極の業務効率化とは、業務そのものをなくすことである。この観点から、まずは年末調整制度の必要性を改めて検討する必要がある。

理論上は、年末調整制度を廃止し、確定申告に一本化することは可能である<sup>39</sup>。しかしこの場合、年末調整だけで申告を完結することができていた多くの給与所得者<sup>40</sup>に確定申告という新たな手間を発生さ

<sup>39</sup> これは脚注 1 で指摘したシャープ勧告(Appendix D C.2.b.(5))を実現することとなる。

<sup>40</sup> 令和 6 年時点で 6,077 万人の給与所得者のうち、4,721 万人は年末調整手続きを行っている。一方、確定申告者 2,339 万人のうち 1,144 万人は給与所得者である(国税庁 民間給与実態統計調査、

せることになる。また、限られた期間内に、現状よりも圧倒的に多い数となる確定申告を受付できるかという課題も生まれる。もっとも確定申告手続きについては、今後デジタル化によってより効率化を図ることによって、手間を一定程度低減させることは可能であり、また、給与所得者が自ら能動的に確定申告を行うことによって、納税意識を高める効果も期待できる。

一方で社会的コストの最小化という観点からは、年末調整制度は、パターン化された所得申告を高い効率で処理するという意味で有効であると考ええる。また、ワンクリック確定申告を前提とした確定申告への一本化を目指すあまり、その実現難易度の高さから結局現状の課題を何ら解決できない状況が続くのは本末転倒である。

このため、年末調整を所得の種類や適用される控除がパターン化されやすい給与所得者に向けた確定申告の「簡易版」<sup>41</sup>であるという位置付けを今一度明確にするという前提のもとで、年末調整制度を当面は維持すべきであると考ええる。

#### 4-3-2. 年末調整の簡易化

一方で、年末調整には多くの課題があり事業者にとって多大な負担となっていることから、現状をただ維持するのではなく、能動的に見直しを行う必要がある。上述の通り、年末調整は所得の種類や適用される控除がパターン化されやすい給与所得者に向けた確定申告の「簡易版」であると明確に位置付ける。このため、対象は以下の通りに限定する。

まず対象となる所得は、これまで通り、給与所得に限定するが、年末調整の対象外となる年収要件を引き下げることにより、対象者を絞り込むことも考えられる<sup>42</sup>。次に、対象とする控除は、年末調整が給与支払いの延長として行われる業務であることに鑑み、給与支払いの際に考慮されている控除のみに絞り込む。また、もともと確定申告を予定している給与所得者に関しては、年末調整を行わないことを自ら選択できるようにする(いわゆるオプトアウト)ことによって二度手間となることを防ぐべきである。

さらに、年末調整を「簡易版」として機能させるためには、複雑性を可能な限り低減する必要がある。この観点からは、年末調整手続きにおける、所得金額の見積りを排除することは真摯に検討されるべきである。仮に見積りは残るにしても、見積りの誤りがあった場合には年末調整のやり直しを行うのではなく、確定申告に委ねることも考えられる。

#### 4-3-3. 給与支払報告のリアルタイム化<sup>43</sup>

給与支払報告を給与支払いの都度実施する「リアルタイム化」に加え、給与支払実績を給与所得者本人が随時確認できる仕組みを整備することによって、年末調整における所得見積りの精度向上<sup>44</sup>などのメリットが見込まれる。さらに、適切な支援政策の実現なども容易になる。

ただし、給与支払報告のリアルタイム化だけを捉えれば、事業者側の負担が増えるという見方も成り立

---

令和6年分の確定申告状況に関する報道資料の公表数値より)。よって、少なくとも3,577万人の給与所得者は年末調整手続きで完結している可能性がある。

<sup>41</sup> ここでいう「確定申告の『簡易版』」とは、かつて存在していた「確定申告書A」を指すものではなく、年末調整制度のあるべき位置づけ・性質を端的に表現するものである。

<sup>42</sup> 一方で、今後、副業/兼業等のさらなる増加も想定されるが、いずれも給与所得である場合には、第5章のような情報集約基盤の整備を通じて、年末調整の対象に含めることも理論上は可能である。

<sup>43</sup> 4-2節で示したように、イギリスRTIにおけるリアルタイムは「on or before (OOB)」と定義されているが、本提言では月1回の報告などより緩やかなリアルタイム性を想定している。

<sup>44</sup> ただし、本提言では4-4-2項で所得見積りを排除する方策についても検討している。

ち、反発も懸念される。このため、全体として事業者のメリットを生むような制度設計が必要である。前項のような形で年末調整を簡易化することは事業者にとってメリットとなるため、給与支払報告のリアルタイム化への理解も得られやすくなるものと考えられる。

さらに、これまで給与支払報告は住民税の賦課のみを目的としてきたが、その目的を再定義し、政策全般に活用することを前提として設計すべきである。1-3 節で述べたように、所得税、住民税、社会保険、労働保険といった制度は全て給与支払情報が処理の出発点となっている。しかし、事業者は同じような情報を異なる単位で集計し、異なるタイミングで、異なる先に提出する必要がある。つまりワンスオンリーになっておらず、事業者に過大な負担を強いている。

給与支払情報は事業者においては法定帳簿である賃金台帳として管理されているが、賃金台帳を所定のフォーマットでリアルタイムに一度報告し、事業者からの報告がワンスオンリーで完結する仕組みを整備できれば、事業者にとっては大きなメリットとなる。

#### 4-3-4. 確定申告のデジタル化の推進

将来的には、徹底的なデジタル化によって、国や地方自治体の負荷増を避けつつも、申告を必要とする個人誰でもがワンクリックで確定申告を完了できるようになることを目指すべきである。そのためには、確定申告のデジタル化を着実に進める必要がある<sup>45</sup>。

そのためには、4-3-3 項で示したリアルタイムでの給与支払情報といった収入に関する情報、および、支払保険料などの控除に関する情報を集約し、個人がいつでも参照できる情報基盤を整備すべきである。将来的なワンクリック確定申告では、申告に必要な情報が全て集約されており、申告の対象となる所得の額とそれに応じた税額が計算されている状態を目指す。このような情報基盤を整備し、リアルタイムで情報を集約すれば、確定申告時だけでなく、個人が随時自らの収入と見込まれる税額を把握することが可能になる<sup>46</sup>。

なお、ここで言及した情報基盤については、本提言の主要な構成要素となることから、独立した章(第 5 章)で整理する。

#### 4-3-5. 住民税の現年課税化

住民税については、現状で大きな弊害が生じているものではない、また現年課税への切り替えによる社会的影響が大きいとして、現状維持が妥当とする考え方もあり得る。

しかしながら、住民税が前年課税であることにより、4-1-4 項で示した通り、さまざまな課題が現に存在している。特に、前年課税であることにより普通徴収の滞納が増え、税収のロスや地方自治体の対応コストが年々かかっていると考えられることについては、目に見えない社会的コストとして認識すべきである。

住民税の現年課税化は非常に影響の大きい施策であることから、中長期の施策として継続的に検討を進めていくべきである。

---

<sup>45</sup> その前段として、現状の確定申告の仕組みの使い勝手の向上も必要である。例えば、保険料控除証明書のマイナポータル連携は進んでおり、主要な保険会社で既に対応しているものの、実際にはまだ紙で交付を受けて対応する者も多いのが実情である。これは、民間送達サービスを含むマイナポータル連携の使い勝手の問題も原因の一つとして考えられるところ、実態把握及び利便性の向上に向けた官民での検討・協力が必要である。

<sup>46</sup> 英国の Making Tax Digital 制度では、当初このような仕組みを“Digital Tax Account”と表現した(実際には“Personal Tax Account”と呼ばれるようになっている)。

## 4-4. 具体的な施策

### 4-4-1. 給与支払報告のリアルタイム化

現状、年 1 回となっている給与支払報告書の提出をデジタル化し、源泉所得税の申告・納付にあわせ原則として月 1 回の給与支払報告とする<sup>47</sup>。その際、ワンスオンリーの観点から、デジタル報告が国(所得税)、地方自治体(住民税)双方で活用できるような仕組みとする。

さらに中長期的には、デジタル化された給与支払報告を一度、一か所に行うことによって、社会保険料の算定や、労働保険料の申告、さらに公的統計の提出まで完了できるようにすることを目指す。これによって、ワンスオンリーが実現され、事業者の負担の大幅な低減が実現される。

ワンスオンリーを実現するためには、給与支払報告をデジタル化する際には、現状の給与支払報告書そのまの項目を電子化したフォーマットではなく、所得税・住民税・社会保険・労働保険・公的統計など複数の目的で活用できるよう、加工度の低いフォーマットとすべきである<sup>48</sup>。具体的には既に事業者が法定帳簿として整備している賃金台帳を標準フォーマットとして整備したもののような形が想定される。

給与支払報告をリアルタイムで行うことにより、国や地方自治体は、事業者による給与支払状況(従業員の立場から見れば給与受取状況)をタイムリーに把握することができるようになる。コロナ禍に限らず今後も起こり得る大規模災害やパンデミックなどの際には、この情報をもとに迅速に公的支援を実施できるようにする。

### 4-4-2. 年末調整の簡易化

給与支払報告のリアルタイム化は適切な公的支援につながるという意味で国民にとってメリットのある施策であるが、他方で、事業者にとっては年 1 回の報告が毎月 1 回になることにより事務処理の負担が増加する懸念は存在する<sup>49</sup>。負担の最小化のためには、事業者におけるデジタル化支援が行われるべきであるが、当該支援に加え、全体として事業者の負担を減らすためにも、以下のような見直しによって年末調整の簡易化を図るべきである。

なお、見直しは必ずしも全てを一気に行う必要はなく、業務影響や、必要とされる法整備、さらに情報基盤の整備を踏まえ、段階的に行うことを検討すべきである。例えば、年末調整のオプトアウトは早期に実現しつつ、年末調整で考慮する控除項目の絞込みは情報基盤の整備後といった段階論が考えられる。

#### (1) 見積額の使用による弊害の回避

年末調整に係る負担の大きな要因は、年度の途中で行うために見積額を用いることを余儀なくされていることにある。そこで、以下のような方策のいずれか、もしくは組合せが考えられる。

---

<sup>47</sup> 月 1 回という頻度で定義するのか、給与支払いの度という定義とするのかは制度設計において精査すべきである。また、直近の支払いのみを報告の対象とするのか、年始からの合算額(Year To Date; YTD)を報告の対象とするのかについても制度設計において精査が必要である。

<sup>48</sup> 加工度が低いとは、例えば給与を総額に合計(加工)するのではなく、賃金台帳のままのように、基本給、残業代、通勤手当といった給与を構成する要素ごとに金額を把握できる状態を意味する。第 2 章では「原始データ」と表現している。

<sup>49</sup> 実際にはリアルタイム報告はデジタルが前提となるため、いわゆる手作業が増えるわけではない。

➤ 年末調整の実施時期を年始にずらす<sup>50</sup>

年末調整を年始に行うこととすれば、給与所得者の収入は確定しており、少なくとも本人分の所得に関して、見積額の使用自体が避けられるようになり、見積りによって発生する課題を根本的に解消することが可能になる。

ただし、年末調整の実施時期をずらすことにより事業者の実務や確定申告の時期、さらにその後続工程となる自治体による住民税の計算に一定の影響が及ぶことが避けられない。このため、年末調整の実施時期を年始にずらすべきか、また、その場合期限をいつにするかについては、慎重な検討が必要となる。例えば、一案として、1 月中に書類回収と事務処理を行い、2 月給与で精算、2 月中に源泉徴収票の発行と最終的な給与支払報告の実施<sup>51</sup>、確定申告は3 月1 日から3 月末までの1 ヶ月間とするスケジュール案が考えられる。

➤ 再年調の取りやめ

前述のとおり年末調整の時期をずらせば、見積額の使用を原則として避けることができるものの、自治体の事務等への一定の影響<sup>52</sup>が避けられない。このため、事業者の負担を低減するもう一つの取組みとして、再年調の取りやめ、すなわち年末調整の時期は変更しないものの仮に見積誤りが判明した場合でも事業者は再年調を行わず一律に確定申告で対応する、という代替案も考えられる<sup>53</sup>。

この方式によれば見積額の使用に起因して生じ得る再年調に事業者が対応する負担が解消され、かつ、時期の変更に伴う各種影響を避けることも可能になる。

ただし、この方式によると依然として見積額を利用することになるため、見積額を提出すること自体の納税者の負担や正確性を欠く年末調整となっている懸念などは解消されないことになる。また、事業者側に再年調の負担が解消されることのトレードオフとして、納税者側が確定申告をしなければならないという新たな負担が生じるという問題もある。

なお、年末調整の実施時期をずらした場合、配偶者が給与所得のみであれば、年内での給与収入の確定をもって事実上所得が確定することになるが、例えば、配偶者が事業所得者である場合、年明けの年末調整手続きの際に所得が確定していない(算出できていない)ことも考えられ、結果的に配偶者(特別)控除の額が変更になる可能性がある。この場合も、再年調ではなく、確定申告に委ねるべきと考える。

(2) 年末調整の対象者の絞込み

確定申告が本来あるべき姿であること、一方で、年末調整は所得の種類や適用される控除がパターン

<sup>50</sup> この場合、名称は「年末」調整から変わることも考えられるが、ここでは便宜上「年末調整」という用語を継続使用する。

<sup>51</sup> 最終的な給与支払報告とは、給与支払報告のリアルタイム化を前提に、年末調整の結果を反映した給与支払報告を意味する。

<sup>52</sup> 影響の大小は、新たに設定される期限によって変わるものと考えられるが、現状は3 月15 日となっている確定申告の期限が3 月31 日になるといったレベルであれば、自治体業務のデジタル化の徹底を図れば、吸収可能な範囲ではないか。

<sup>53</sup> 現在の年末調整制度では、事業者の年末調整に誤りがあった場合には、事業者の責任で再度年末調整をやり直すことが求められている。これに対し、給与所得者の所得見積りの誤りについては、事業者の責任ではないとして再年調を求めないという整理ができるのではないか。一方で、見積額の使用に起因して生じたものではなく、事業者側のミスによって必要となった再年調は引き続き事業者の責任とすべきである。

化されやすい給与所得者に向けた確定申告の「簡易版」であることを踏まえ、年末調整はその性質上最低限カバーすべき領域に限定し、それ以外は確定申告でカバーすべきである。

➤ 年末調整の対象外となる年収要件の引下げ

現状、給与所得による年収 2,000 万円超の従業員<sup>54</sup>は年末調整の対象外とされている。一方で、マイナポータル連携等により個人による確定申告のハードルが下がっていることを踏まえれば、当該年収要件を下げることも検討が可能ではないか。現状の年収 2,000 万円に関しては特段その金額の根拠は示されていないが、例えば配偶者控除が得られる年収レベルを踏まえ、1,200 万円程度まで引き下げること検討すべきである<sup>55</sup>。

➤ 年末調整で考慮する控除項目の整理

年末調整業務は給与支払いおよび源泉徴収業務の延長として行われる業務であることから、給与支払いの際に考慮されていない控除項目については本来的には事業者が年末調整で対応すべき理由はないのではないかと。

つまり、給与支払いの際に考慮されている控除項目は年末調整で考慮する項目として維持する一方で、給与支払いの際に考慮されていない控除項目は原則として確定申告のみでの対象とすることには一定の合理性が認められる。この場合、具体的には以下の整理となる。

◇ 給与支払いの際に考慮されている項目：年末調整の対象とする(現状維持)

- 基礎控除、社会保険料控除、扶養控除、配偶者控除
- ただし、配偶者特別控除、国外居住親族の扶養控除など給与支払いで考慮されていない項目については例外として確定申告に移管すべきである。

◇ 給与支払いの際に考慮されていない項目：確定申告の対象とする

- 保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、住宅借入金等特別控除
- ただし、団体扱いの保険や iDeCo の事業主払込など事業者が給与天引き等で関与しているものは例外として年末調整に残す。

➤ 年末調整のオプトアウト

控除項目の見直しにより確定申告が必要になる従業員が増えるため、そのままでは年末調整と確定申告を両方行うことになる従業員も増加する。つまり、年末調整と確定申告を両方行うことになるいわゆる「二度手間」の負担感をどうするかという問題が生じる。そこで、事前の従業員の意思表示により、年末調整の対象としないようにできるようにする。これは年末調整のいわゆるオプトアウトを認めるということである。

従業員がオプトアウトを選択した場合、本人が確定申告を行う必要がある。事業者は年末調整未実施の状態で源泉徴収票を発行することになるが、これは現状の年末調整対象外の従業員と同様の扱いとなる。

(3) プライバシー問題の一部解消

控除項目の見直しにより、保険料控除や住宅ローン控除など個人のプライバシーに属する控除項目の多くが確定申告に移管され、年末調整で取り扱う必要がなくなることから、結果的に、一部で

<sup>54</sup> 正確には役員も含むが、ここでは従業員と表現している。

<sup>55</sup> 配偶者控除は、給与所得者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下、給与収入のみの場合は概ね 1,195 万円以下の場合に適用される。なお、1,200 万円という水準は一案に過ぎず、対象者数や税制としての整合性等を踏まえて検討すべきである。

はあるものの、プライバシーの課題は解消される。他方、配偶者控除については引き続き年末調整で取り扱うとの整理であるため、課題としては存続することとなる。この点は、確定申告への完全移行の実現を待つ必要がある<sup>56</sup>。

#### 4-4-3. 住民税の現年課税化

住民税の現年課税化の具体的な施策については、さらなる検討が必要である。

事業者の負担増を可能な限り抑える必要があるところ、仮に所得税と住民税でそれぞれ源泉徴収税額表が作成されることとなると、事業者側にとって負担増となる。そこで、所得税と共通の源泉徴収税額表を作成し当該税額表をもとに事業者が毎月の給与から源泉徴収を行うことが考えられる。

もともと、社会保険における等級表と同様に、そもそも現行の源泉徴収税額表の仕組み自体がコンピューターが一般に利用できない時代の一種の負債とも言えることから、源泉徴収額を数式で算出する仕組み<sup>57</sup>など、これを機にデジタルを前提とする観点から抜本的な制度改正を検討すべきである。

また、住民税の税率が自治体によって一部異なることがある<sup>58</sup>点を踏まえると、住民税に係る年間税額の精算は、事業者負担の観点から、事業者において行うのではなく、自治体側において年始に税額計算を行い精算(納税又は還付)を行う仕組みとすべきである。

---

<sup>56</sup> ただし、8-7-5 項でも述べるが、プライバシーへの配慮から、扶養関係の状況や保険料、住宅ローン、寄附金、医療費などの控除に関する情報は本人から行政に申告し、行政からは控除額のみが事業者の開示される方法を採用することも考えられ、第 5 章の情報基盤の活用とあわせて継続的に検討する必要がある。

<sup>57</sup> 現状の源泉所得税でも税額の電算機計算の特例が認められているが、これはあくまでも特例の扱いである。デジタル化を進めるにあたっては、これまでの特例をむしろ原則とすることになる。

<sup>58</sup> 自治体独自の超過課税や減税政策によるもの。

## コラム 2: イギリス型と北欧型 — 精算機能を誰が担うか

給与所得者が原則として確定申告を行わないという点において、イギリスの PAYE と日本の年末調整は近い思想に基づいている。一方、北欧諸国は記入済み確定申告書を拡大しており、方向性が大きく異なるように見える。この違いは、個人が申告を行うか否かの違いというよりも、年間の税額を確定させる「精算」という機能を誰が担うかの違いとして捉えられるのではないかと<sup>59</sup>。

### イギリス型: tax code によって、事業者が源泉徴収の中で精算を担う

イギリスでは、給与所得者について個人の事情を税額に反映すべき要素が極めて少ない。給与所得者の必要経費は厳格な要件の下でほとんど認められず、夫婦は独立して課税され<sup>60</sup>、配偶者控除に相当する仕組みも限定的である。扶養に関する支援は原則として税額控除ではなく給付として税制の外に置かれ、住宅ローン利子控除(Mortgage Interest Relief at Source、MIRAS)も 2000 年に廃止されている。反映すべき要素が少ないからこそ、それらを tax code という一つのコードに集約し、事業者がこれに従って機械的に計算するだけで年度末に正しい税額へ到達する、という累積課税方式が成立した<sup>61</sup>。この設計の原点は、1944 年という導入時期にある。戦費調達のために課税対象が一気に大衆化した局面において、数千万人分の申告書进行处理する行政能力は当時存在しなかった。そのため、普通の労働者が生涯を通じて税務当局と直接接することなく納税を完了できることが、制度の設計目標とならざるを得なかったのである。

### 北欧型: 行政が精算を担う

これに対しデンマーク、スウェーデン、ノルウェーなどの北欧諸国では国ごとに差異はあるものの、住宅ローン利子や通勤費が広く控除の対象として認められ、また労働所得と資本所得を分離して課税する二元的所得税となっている。特に住宅ローン利子は、資本所得の赤字として扱われ、赤字の一定割合が労働所得における税額控除として税額を軽減する仕組みとなっており、持ち家世帯の多くがこの対象となる。住宅ローンの利子は事業者が知り得ない情報であり、課税の中核にこうした情報がある以上、源泉徴収をいかに精密化しても事業者の側で精算は完了しない。そこで目指すべき方向性は「申告を避ける」ことから「申告を苦痛でなくする」ことへと移り、事業者(雇用主)、銀行その他の金融機関、年金運営機関等からの第三者報告<sup>62</sup>を行政が集約し、記入済みの申告書として個人に提示する方式が採られた。国民登録制度と社会全体で共通に用いられる個人番号、そして包括的な第三者報告義務が、この方式の前提となっている。

### 日本の原点と現在地

注目すべきは、日本もまた同じ制約に直面していたことである。日本では 1940 年(昭和 15 年)、やはり戦費調達の必要性から、給与所得への源泉徴収制度が導入された。さらに 1947 年(昭和 22 年)申告納税制度への移行に伴って納税額の精算という観念が生じた際、一定の年収以下の給与所得者については年末調整によって精算を済ませ、確定申告を省略させることとされた。これが現在の年末調整につながる制度的背景である<sup>63</sup>。すなわち日本の年末調整も、イギリスの PAYE と同じく、大衆課

税化に行政の処理能力が追いつかないという制約から生まれた仕組みであった。同じ問題に直面した両国は、イギリスは **tax code** を通じて源泉徴収そのものを精密化する道を、日本は年末調整として事業者へ精算を代行させる道を選んだのである。

イギリス型と北欧型という対比の中に日本を置くと、その難しさが明確になる。日本は、精算を源泉徴収の中で事業者へ担わせるイギリス型に近い仕組みを採りながら、課税ベースには配偶者控除、扶養控除、住宅ローン控除といった北欧型の複雑さを抱えている。両者の最も困難な組み合わせであると言える。年末調整における事業者の負担が過大となるのも、従業員が機微な情報を勤務先に開示せざるを得ないのも、この不整合に起因する構造的な問題である。

## 本提言の位置付け

以上を踏まえると、本提言の位置付けは明確である。控除項目を年末調整から確定申告へ移し(4-4-2 項)、情報基盤に第三者情報を集約し(第 5 章)、ワンクリック確定申告によって完結させる(5-3-3 項)という一連の施策は、精算という機能を事業者から行政へ移す作業そのものであり、日本をイギリス型から北欧型にシフトさせる構想にほかならない。一方で、給与支払報告のリアルタイム化(4-3-3 項)においては、イギリスの **RTI** に学んでいる。すなわち本提言は、給与報告の柱をイギリスから、精算の柱を北欧から取った統合案である。そして、脚注 1 で指摘したとおり、シャープ勧告は事業者による年末調整を税務当局の対応が困難であるための措置と位置付け、対応が可能となり次第これを税務当局へ移管すべきとしていた。本提言は、デジタルによってその条件がようやく整いつつあるという認識に立つものであり、年末調整の出発点にあった前提そのものを、80 年近くを経て問い直すものである。

## 両モデルの収斂

なお、重要な論点として認識すべきは、両モデルは現在収斂しつつあるということである。イギリスのダイナミック・コーディング(4-2-3 項)は、**RTI** による給与データに加え、第三者情報<sup>64</sup>や本人からの申告<sup>65</sup>を用いて、行政側が年間を通じて税額を再計算する仕組みであり、実質的には北欧型への接近

59 本コラムにおける各国制度の記述は、両モデルの対比を明確にするために簡略化したものであり、控除の範囲や課税方式の詳細は国により、また改正により異なることに留意されたい。

60 イギリスにおいては、所得税は個人が申告の単位となるが、給付(**Universal Credit**)に関しては世帯の単位で判定される。家族構成や世帯の状況という「事業者が知り得ない情報」を所得税の外に出し、給付制度側で扱うことにより、税制は単純に保たれ、**tax code** による事業者側の精算が成立するという、いわば制度の役割分担がなされている。

61 ただし、ダイナミック・コーディングによって発生件数は減ったが、源泉徴収だけでは精算しきれないケースも存在する(この場合 **P800** が発行され、以降還付/徴収が行われる)。これは日本においても年末調整だけでは完結せず、別途確定申告が必要になるケースが存在するのと相似形である。

62 報告内容は収入だけでなく、住宅ローン利子等の控除に関する情報も含む。

63 ただし 1-1 節で述べた通り、事業者による年末調整業務は、税務当局による対応が困難であるための措置と位置付けられており、税務当局が対応できるようになり次第、年末調整業務は税務当局に移管すべきとされていた。

64 利子や年金、課税対象給付など。控除がほぼないため、第三者報告の対象となっているのは、収入情報のみである。

65 給与所得者の必要経費(制服費、専門職団体の会費、在宅勤務費用)、投資所得の見込額、社用車

である。北欧もまた、申告書という形式を維持しつつ、個人の作業を限りなくゼロに近づけている。正反対の出発点から両者が向かう終点は、事業者は給与の報告のみを担い、行政が情報を保有し、個人は原則として行政が提示する内容を確認し、必要がある場合のみ修正し、申告するという同一の姿である。消えつつあるのは、事業者が精算を担うという機能そのものであり、この点にこそ、本提言が年末調整のあり方を根本から問い直す理由がある。

つまり、本提言はイギリス型と北欧型がデジタルの活用により収斂しつつある中で、その収斂ポイントを目指すものと考えることができる。

## 5. 個人所得情報集約の基盤整備

前章に示す個人所得申告の簡易化を本格的に実現する、すなわちデジタル化による簡易な年末調整や将来的にワンクリック確定申告を実現するためには、さまざまな情報を一元的に集約できる情報基盤が求められる<sup>66</sup>。個人所得情報集約の基盤整備に関して、まずは現状の課題を整理した上で、海外における事例等も踏まえ、それら課題を解消する方向性の検討を行った。

### 5-1. 現状の課題

#### 5-1-1. 情報の集約に関する課題

- 中小企業等の小規模事業者においては、給与などの支払いの情報(法定調書)を紙で税務署に提出することが認められており、データ化が進んでいない。
- 民間事業者のシステムとマイナポータルをつなぐ仕組み<sup>67</sup>は存在するが、使い勝手が良いとは言えず、保険料や医療費などの控除に必要な証明書も、紙でのやりとりが多く残っている。
- フリマアプリやライドシェアなどデジタル・プラットフォーム事業者を利用した副業層や小規模な個人事業主が増加しているが、その収入について現在は税務署等に自動で報告される仕組みがなく、申告漏れが生じやすい状態となっている。
- 仮想通貨・海外からの収入などについても、情報を集約する仕組みがなく、同様に申告漏れが生じやすい状態となっている。

---

の返却、Marriage Allowance の申請、高税率者の年金拠出や Gift Aid の追加控除などをオンラインの個人向け税務ポータル(Personal Tax Account)で申告する。

<sup>66</sup> なお、第4章「個人所得申告の簡易化」の多くの施策は、本章に示す「個人所得情報集約の基盤整備」がないと成立しないわけではない。「個人所得情報集約の基盤整備」は前提条件というよりも、「個人所得申告の簡易化」を促進する追加施策と理解されたい。情報基盤が整備されるまでは、既存の e-Tax/eLTAX 等を活用した報告データの標準化・連携強化で対応するという段階論も検討が可能である。

<sup>67</sup> マイナポータルを経由して事業者と個人間の情報の共有を可能にする民間送達サービスや、事業者と個人間だけでなく、行政への情報共有に利用される認定クラウドサービスが存在する。前者は、保険会社からの保険料控除証明書の共有に、後者は証券会社からの特定口座年間取引報告書の共有に利用されている。

### 5-1-2. 情報の蓄積に関する課題

- マイナポータルは法律上<sup>68</sup>、情報を「一か所にまとめて保管する場所」ではなく、「各機関に散らばっているデータをつなぐ窓口」として設計されている。そのため、申告に必要な情報を常に蓄積しておく別の仕組みが必要である。
- 個人の資産から得られる資産所得については、金融機関等から税務署に提出する法定調書は存在するものの、情報として蓄積する受け皿がないため、公的施策に活用できていない。

### 5-1-3. 情報の利活用に関する課題

- マイナンバーを使って情報を共有するための「本人の同意」の仕組みが整っておらず、「誰の情報を、どこまで使っていいか」が不明確なままとなっている。
- スマホやパソコンを使い慣れていない高齢者や障がい者の方への対応が十分とは言えない。

## 5-2. 海外事例からの学び

デンマークやスウェーデンなどの北欧諸国では、国税当局が給与や各種控除の情報をまとめて把握し、国民はそれを「確認して OK ボタンを押すだけ」で申告が完了する。これらは一般的に **Pre-populated tax return** や **Pre-filled tax return** と呼ばれる<sup>69</sup>。

これらの海外事例では、国が整備した情報基盤に、給与や各種控除の情報が随時蓄積される。これにより、個人が申告をする際には、申告に必要な情報が全て集約されており、申告の対象となる所得の額とそれに応じた税額が計算されている状態となっている。

なお、各国において、情報の蓄積が一元的な情報基盤となっているのか、複数の仕組みに分散して蓄積されているのかは、今後精査が必要である。複数の仕組みに分散して蓄積しておき、申告の際に情報を収集、申告書の該当項目に埋める方式は、既存のインフラの活用が可能であり、漸進的アプローチとしては有効である<sup>70</sup>。一方で、ほぼ全ての情報を記入済みとするためには、情報の収集の観点および情報の利活用の観点双方から、一元的な情報基盤が整備され、情報が蓄積される状態になっていることが望ましい。特に個人が申告時期より前でも随時、自らの収入や控除等の情報を確認できるようにするためには、一元的な情報基盤が不可欠となる。

---

<sup>68</sup> マイナポータルは、各行政機関が保有する情報を本人に表示・連携するための情報提供等記録開示システム・行政サービスであり、番号利用法附則 6 条 3 項・4 項の趣旨に基づいて構築されている。具体的には「原本データの保有主体ではない」、「分散保有型である」とされている。

<sup>69</sup> 日本語で言えば、記入済み確定申告であり、本提言書が提唱するワンクリック確定申告と同様な仕組みである。

<sup>70</sup> 日本においても、事業者から e-Tax 又は認定クラウド等により給与所得の源泉徴収票を税務署へ提出している場合において、その情報をマイナポータル経由で取得し、確定申告書の該当項目に自動で入力することができるようになったのは、この一例と言える。

### コラム 3: 記入済み確定申告の海外事例

| 国・地域    | 導入時期    | 対象者   | 状況                              |
|---------|---------|-------|---------------------------------|
| デンマーク   | 1988 年～ | 全納税者  | 完全実施済み                          |
| スウェーデン  | 1995 年～ | 給与所得者 | 申告書がほぼ自動で完成                     |
| ノルウェー   | 1999 年～ | 全納税者  | 完全実施済み                          |
| スペイン    | 2003 年～ | 給与・年金 | 給与・年金所得者対象。拡張中                  |
| ポルトガル   | 2017 年～ | 給与所得者 | 「IRS Auto」制度で拡張中                |
| オーストラリア | 2014 年～ | 個人全般  | 「myTax」でデジタル移行が進行               |
| 英国      | 2017 年～ | 限定的   | 部分実施。給与所得者の大半は PAYE で完結し申告自体が不要 |

#### 記入済み確定申告の導入国

- 事前記入を実施している国: 28 ヶ国<sup>71</sup>
  - 2020 年時点、OECD 加盟国(38 ヶ国)中約 3/4 にあたる
- 完全記入済みを実施している国<sup>72</sup>: 7 ヶ国<sup>73</sup>
  - チリ・デンマーク・フィンランド・マルタ・ニュージーランド・ノルウェー・スウェーデン

#### 導入効果

- 記入済み確定申告の定量的効果についてはデータが限られるが、スウェーデンにおいて個人納税者のコンプライアンスコストが約 20%削減されたとする論文(Malmer, 1995<sup>74</sup>)が存在する。また、税制改正とともに記入済み確定申告を導入したスロベニアの事例では、個人の申告書作成時間が 2000 年の 141.60 分から 2007 年には 29.50 分に削減され、コンプライアンスコストが 73%削減されたとしている(Klun 2009<sup>75</sup>)。

### 5-3. 情報基盤のあり方

将来的なワンクリック確定申告では、申告に必要な情報が全て集約されており、申告の対象となる所得

<sup>71</sup> “What are prepopulated tax returns?” (The Urban-Brookings Tax Policy Center), <https://taxpolicycenter.org/briefing-book/what-are-prepopulated-tax-returns>

<sup>72</sup> ほぼ全ての情報が記入済みになっている仕組みを提供している。税務当局が主体的に申告書を作成するという意味で、Tax agency reconciliation と呼ばれる。

<sup>73</sup> “Does choice matter? The effect of filing method autonomy on taxpayer aggressiveness in a pre-filled tax return system.” (Journal of Accounting and Public Policy), <https://www.sciencedirect.com/science/article/abs/pii/S0278425423001412>

<sup>74</sup> Malmer, H., 1995. “The Swedish Tax Reform in 1990-1991 and Tax Compliance Costs in Sweden”

<sup>75</sup> Klun, M., 2009. “Pre-filled Income Tax Returns: Reducing Compliance Costs for Personal Income Taxpayers in Slovenia”

の額とそれに応じた税額が計算されている状態を目指す。このためには、情報を集約・蓄積した上で、利活用を可能とする情報基盤を整備すべきである。

情報基盤は、情報の蓄積基盤を整備した上で、情報基盤への情報の集約、情報基盤に蓄積された情報の利活用の3階層で整備を進める。

情報基盤の整備にあたっては、その土台となる法整備を最優先で進める必要がある。一方で、全ての課題を最初から解決し、完璧な状態からスタートすることは現実的ではない。課題を把握しつつも、ロードマップを策定することによって、段階的に課題を解消し、制度として拡充を図るべきである。

中長期的には、資産に関する情報<sup>76</sup>もこの情報基盤に集約することによって、より公平な仕組みも実現可能となる。本提言では具体的な検討には踏み込んでいないが、情報基盤の整備は、現在その必要性が議論されている給付付き税額控除の実現にもつながる施策である。

### 5-3-1. 情報の蓄積基盤の整備

情報を集約し、蓄積、利活用する受け皿として、情報基盤を整備する。個人から見たユーザーインターフェイスは、マイナポータルとし、マイナポータルを「自分の収入や控除の情報が全てわかる場所」にする。最終的には、そこからワンクリックで申告が完了する状態を目指す。

#### (1) 情報基盤の構築

上述の通り、マイナポータルは情報への「窓口」であり、情報を「ためておく場所」ではない。そのため、所得申告に関連する情報を継続的に蓄積管理するための新たな基盤が必要となる。この情報基盤は公的なインフラとして整備する(公的整備方式)、もしくは、民間が構築したインフラに国や地方自治体のアクセスを可能にする(民間整備方式)という二つの方向性が考えられるが、本提言では、前者、すなわち国が公的なインフラとして整備することを推奨する。

現在、民間がマイナポータルと連携する手段として、「民間送達サービス」と「認定クラウド」の2種類が存在する。しかし、いずれも情報を連携する仕組みであり、蓄積する基盤としては意図されていない。蓄積を前提とするのであれば、新たな蓄積基盤としての構築が必要になる。しかしながら、情報基盤は、国民の情報を蓄積する基盤であり、コスト負担やセキュリティ対策、さらには中立性の面から民間事業者に委ねるのではなく公的機関によって構築・運営すべきものである。

なお、どの方式でも、「本人に関する情報については、本人がその利用状況を把握し、必要な範囲でコントロールできる」という原則を守ることが、国民の信頼を得るうえで欠かせない。

#### (2) 強固な情報セキュリティの実装

情報基盤を構築する際には、当初より強固な情報セキュリティの設計・実装が欠かせない。情報セキュリティは日進月歩であり、その詳細をここで記載することは馴染まないが、例えば、国際水準(ISO/IEC 27001)のセキュリティ基準<sup>77</sup>を義務付けること、また、不正アクセスがあったら自動で遮断し、所定の時間

<sup>76</sup> 必ずしも資産そのものの情報ではなく、資産から生まれる所得情報を集約するという考え方もありうる。

<sup>77</sup> ISO/IEC 27001 は、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関する国際規格で、この規格は、情報の機密性、完全性、可用性をバランスよく管理し、組織が情報資産を適切に保護するための枠組みを提供している。ISO/IEC 27001 は、組織の環境分析、リスクアセスメント、運用管理、是正処置・改善などの要求事項を定めており、これにより情報漏えいやサイバー攻撃に対するリスクを低減すること

以内に本人に通知する義務を設けるなどによって、国民の不安を解消する努力をすべきである。

### (3) 情報基盤とマイナポータル連携

情報基盤は情報を集約・蓄積するための受け皿であり、直接的にはユーザーインターフェイスを持たない。個人から見たユーザーインターフェイスは、マイナポータルとし、マイナポータルの「税・福祉情報口座(Digital Tax & Benefit Account、いずれも仮称)」を通じて情報基盤に蓄積された情報にアクセスできるようにする。

## 5-3-2. 情報基盤への情報の集約

整備された情報基盤に、所得や控除に関する情報を標準化されたフォーマットで集約する。一方で、情報基盤の整備には時間がかかることを踏まえると、既に存在する情報収集の仕組みの改善も進めていく必要がある。

### (1) 既に存在する情報収集の仕組みの改善

- 各種の法定調書の電子申告の義務化対象は徐々に拡大されているが、期限を明確化し、最終的に全ての事業者に広げる。現状では、義務化対象は前々年に提出すべきだった法定調書の枚数で定められているが、インボイス(適格請求書等)の登録事業者を優先対象にするというアプローチもあるのではないかと。
- なお、義務化対象事業者を広げるにあたり、小規模事業者でも使えるように無料かつ簡易的な Web サービス等を提供することで、システム対応コストの低減を図ることも検討されるべきである。
- 控除に関する情報として、生命保険料、医療費、住宅ローンの残高証明などを、マイナポータルに連携する仕組みは現存している。しかしこれらの連携の仕組みは煩雑・難解であるため、誰でもが活用できる状態とはなっていない。保険会社や銀行がマイナポータルに直接的に連携できる仕組みを整えるべきである。
- 基本的にはデジタルでの収集を進めていく必要があるが、全てをデジタルで統一するには一定の時間を要することから、紙で収集された情報は、収集時点で AI-OCR によってデジタルデータ化し、以降のプロセスではデジタルで処理できるような仕組みも暫定措置として整備すべきである。

### (2) 既に存在する情報収集の集約先の見直し

- 例えば、上述の法定調書の電子申告は e-Tax によって行われ、情報は国税庁が管理するデータベースに記録される。しかし、このままでは、申告に必要な情報が全て集約され、個人が見られる状態にはならない。このため、情報基盤の整備ができた段階で、情報の集約先を見直し、情報基盤に集約することを検討する。この場合、法定調書は一旦情報基盤に集約され、集約・蓄積された情報を国税庁が必要に応じて参照するという情報経路となる。

### (3) 新たな情報の収集

- 現状の給与支払報告は、年 1 回行われるが、これを 4-4-1 項で示した通り、デジタル化、リアルタイム化した給与支払報告とする。この給与支払報告は、情報基盤に蓄積される。この場合も、情報は一旦情報基盤に集約され、集約・蓄積された情報を国税庁が必要に応じて参照すると

---

ができる。

いう情報経路となる。

- EC サイトやギグワーク、シェアリングエコノミー等のデジタル・プラットフォーム(以下「PF」)事業者が保有する日々の取引データを、情報基盤に集約する仕組みを構築し、この情報をもとに、個人事業主の申告・納税事務の負担軽減を実現する。この取組みについては第 6 章で後述する。
- 現在その必要性が議論されている公平性の高い給付付き税額控除を実現するためには、給与所得や事業所得などだけでなく、資産全般に関する情報が必要になる。このため、資産に関する情報<sup>78</sup>を収集することも視野に入る。

### 5-3-3. 情報基盤に蓄積された情報の利活用

情報基盤に蓄積された所得や控除に関する情報を、個人および国・地方自治体双方が利活用できる仕組みを整備する。個人は、ユーザーインターフェイスとしてマイナポータル上に整備された「税・福祉情報口座(Digital Tax & Benefit Account、いずれも仮称)」<sup>79</sup>を利用する。

国・地方自治体は、法律に基づく課税・法定事務に必要な範囲で情報基盤に蓄積された情報を参照できる仕組みとする。一方で、法定事務を超える利活用については、本人による同意管理(アクセス可否の設定)、参照履歴の確認を可能とする。

法定事務に必要な行政利用と、法定事務を超える本人同意に基づく利活用とは、制度上明確に区別する必要がある。あわせて、利用目的、法的根拠、対象者、データ項目、アクセス権限、監査ログ、本人への通知・確認手段を、当初から制度設計に組み込むべきである。

#### (1) 「税・福祉情報口座(Digital Tax & Benefit Account、いずれも仮称)」を利用したワンクリック確定申告の実現

情報集約と蓄積を進めることにより、情報基盤には、申告に必要な情報が全て集約された状態となる。個人は、マイナポータル上の「税・福祉情報口座」において、申告の対象となる所得の額とそれに応じた税額を確認することができる。例えば、デジタル化、リアルタイム化した給与支払報告により、個人は随時、情報基盤に蓄積された自らの給与情報を確認することができる。同様に集約・蓄積された控除に関する情報も勘案した上で、税額が算出される。申告時期においては、その結果に対し、そのままワンクリックで確定申告を完了することができる。

なお、実際に申告に必要な情報が全て集約された状態になるには、一定の時間を要する。このため、比較的少ない情報で申告が完了する給与所得者<sup>80</sup>を対象に試験的に開始することが考えられる。具体的には、「税・福祉情報口座」において、「申告内容確認」を本人に提示し、「確認・承認するだけ」で申告を完了させる上でどのような問題があるかを検証し、改善を図る。

#### (2) デジタルが苦手な方への対応

---

<sup>78</sup> 資産そのものの情報ではなく、資産から生まれる所得情報であれば、既に法定調書によって一定の情報は存在しており、それらの情報をデジタルで集約するという考え方もありうる。対象となる資産としては仮想通貨に関するもの、また海外に存在する資産なども含む。

<sup>79</sup> 仮称ではあるが、将来的に社会保障に関する情報も一元的に確認できるようにすることを想定し、「税」だけでなく「税・福祉」としている。

<sup>80</sup> 令和 6 年時点で 6,077 万人の給与所得者のうち、1,144 万人が確定申告を行っており、まずはこの層を対象とすることが考えられる。

「税・福祉情報口座」によって、ワンクリックでの確定申告が実現された場合でも、デジタル機器の操作を苦手とする個人への配慮は当然のことながら必要である。操作案内の動画やガイドブック等を多言語で用意するのはもちろん、特に初期においては、有人でのサポート体制も必要となる。

紙での確定申告はすぐになくせるものではないが、社会全体のデジタル化による効率化に鑑みると、代理人による申告を容易にする仕組みなどによって、時間はかかっても、デジタル化への一本化を目指すべきである。

### (3) 本人同意の管理

情報基盤に集約された情報は、国や地方自治体の事務に活用が可能な状態となる。この際、課税・法定事務に必要な利用は、法律に基づく行政利用として整理することになるが、給付、社会保障、本人向けサービス、民間連携などにおいて法定事務を超える利用については、本人同意の管理の仕組みを構築する<sup>81</sup>。具体的には、「〇〇機関へのアクセスを許可する/しない」を、マイナポータル上でスイッチのように ON/OFF 設定できるようにする。

しかしながら、アクセスを許可しない場合、国や地方自治体が必要とする情報にアクセスできず、例えば給付金に関して対象にならない、あるいは少なくとも給付金を受給するためには別途の手続きが必要になるというデメリットも発生する。アクセスを許可することのメリット、逆に許可しないことによるデメリットを明確に発信し、本人が合理的な判断をできるようにすることが重要である。

また、アクセスを許可した場合でも、情報の使われ方がブラックボックスにならないよう、どの機関がいつ自分の情報を参照したか、履歴を確認できるようにする。

### (4) ワンスオンリーの実現

例えば、給与支払情報は、所得税、住民税、社会保険、労働保険、公的統計など、国・地方自治体の複数の事務で利用されるが、事業者による情報基盤への情報提供は対象事務ごとに複数回ではなく、同一の情報については一度で済むようにする。

例えば、通勤交通費については、所得税では非課税となるが、社会保険の保険料算定においては、報酬額に含まれる<sup>82</sup>。このため、給与支払情報において、それぞれの基準で処理ができるよう、加工度が低い<sup>83</sup>状態で情報を蓄積し、複数の目的で利用できるようにする。

現状の情報連携の概念図を図 1 に、また、情報基盤を整備した後の情報連携のあり方を図 2 に示す。

<sup>81</sup> どこまでが法定事務の範疇であり、どこからが法定事務を超えるのかについては精査が必要である。

<sup>82</sup> もっともこういった基準の違いについても精査し、合理性のない差分については埋めていく努力も必要と考える。

<sup>83</sup> 4-4-1 項を参照のこと。

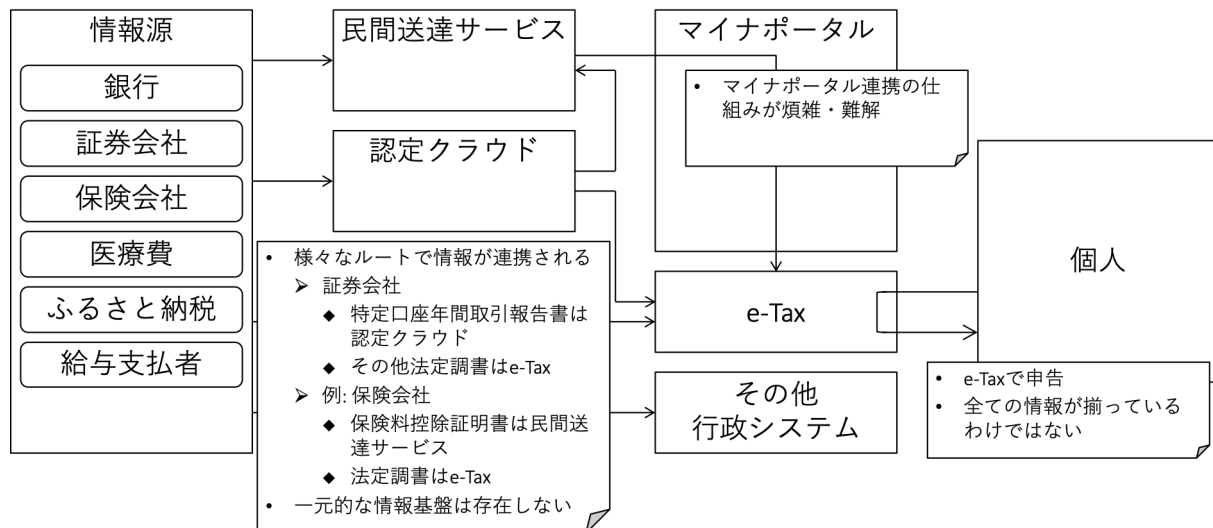


図 1: 現状の情報連携

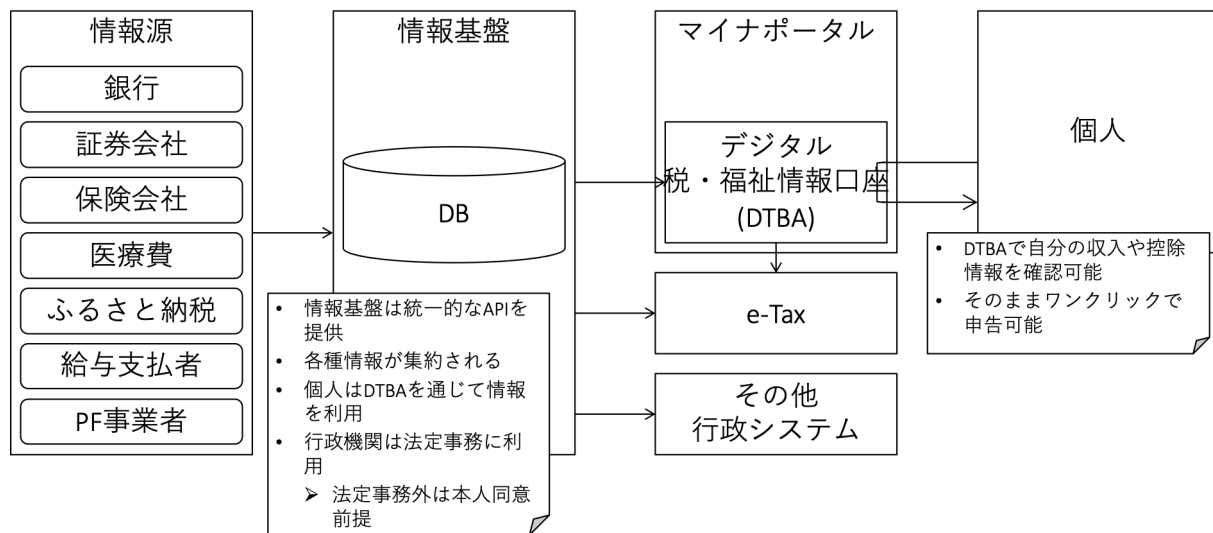


図 2: 情報基盤整備後の連携のあり方

## 6. 個人事業主の所得申告の簡易化

個人事業主の所得申告の簡易化に関して、まずは現状の課題を整理した上で、海外の事例なども踏まえ、プラットフォーム連携によって個人事業主の申告・納税事務の負担軽減を可能にする方向性の検討を行った。

### 6-1. 現状の課題

EC サイトなどの物販プラットフォームや各種ギグエコノミーの普及により、個人が多様な働き方を選択

できる環境が整いつつある。結果として、副業層や小規模な個人事業主が増加する傾向にある。一方で、現行の税制・社会保険制度におけるバックオフィス業務の手間とリスクが、個人事業主(納税者)の過大な負担となっている。

従前から個人での事業を生業としてきた個人事業主に対し、特に近年増加している副業層や小規模な個人事業主は、資金面から税理士などの専門家のサポートを受けることも難しく、以下のような課題が顕著となっている。

- 確定申告の事務コストとミスの不安

副業やフリーランスなど新しい働き方に従事する方からは「申告のしかたが複雑でよくわからない」「日々の売上データや必要書類を集めて集計するのが大変」「毎年の税制改正の内容がわからず、正しく申告できる自信がない」という声が根強い。こうした個人の手作業による集計は、意図しない単純誤りや申告漏れのリスク(後年の追徴課税リスク)を伴いやすく、確定申告の事務作業が納税者の心理的負担となっている。

- 前年課税・前年所得ベースに伴う担税力との乖離

住民税や国民健康保険料は、前年の所得を基準に当年の負担額が決定される。そのため、働き方の多様化により年ごとの収入に増減が生じやすい現在の労働市場においては、売上が激減しているにもかかわらず前年の所得を基準とした高額な納税・納付を求められるなど、納税者の現在の担税力との乖離が生じやすい。これは、納税者である個人事業主の資金繰りを直接的に圧迫する要因であり、さらに、自治体等にとっても滞納への対応コスト(職員のリソース逼迫等)といった社会的コストももたらしている。

- 窓口の分散による手続きの煩雑さ

現状では、所得税は国税庁(e-Tax)、住民税は地方自治体(eLTAX)、国民健康保険や国民年金は地方自治体や年金機構と、納付・手続きの窓口が分散している。小規模事業者にとって、それぞれの期日管理や支払手続きを個別に管理しなければならない現状は、本業の事業活動に集中するためのリソースを削ぐ要因となっている。

## 6-2. 海外事例からの学び

こうした課題に対し、諸外国では、EC サイトやギグワーク、シェアリングエコノミー等のデジタル・プラットフォーム(以下「PF」)事業者が保有する日々の取引データを、納税者(PF に出店している個人事業主)が容易に集約・管理できる情報基盤の整備が進んでいる。

具体的には、多くの PF 事業者が「オープン API」を通じて外部システム連携インターフェイスを公開しており、これにより納税者は、複数の PF における売上や在庫、取引履歴などのデータを一元的に集約して管理することが可能となっている。これらのデータは、人手を介さずに民間の会計・申告クラウドサービス(QuickBooks や Xero 等)へリアルタイムで自動連携・同期することが可能であり、「データをデータのままだシームレスに処理する仕組み」が実務的に構築される。結果として、納税者が転記や手入力に伴うエラー、および煩雑な事務作業に悩まされることなく、本業である事業活動に専念できる環境が実現される。

さらに、納税者の利便性を向上させる政策的な取組みとして、諸外国では、税務当局や情報集約機構

などへダイレクトかつデジタルで共有する仕組み(国際的な DAC7<sup>84</sup>や OECD の規則<sup>85</sup>に準拠したデータ連携)の導入が進んでいる。

EU では、OSS(ワン・ストップ・ショップ)制度<sup>86</sup>として、付加価値税(VAT)の申告納税を簡易化・一元化する仕組みが存在する。越境取引の多い欧州をはじめ諸外国では、VAT の公平な徴税のため、インボイス等の VAT 申告に必要な情報を、税務当局が直接的または間接的に、リアルタイムに近い形で収集する政策(デジタル・レポーティング要件; Digital Reporting Requirements)が進んできた。以下では、新しい取組みとして、PF 事業者が、VAT だけではなく、所得税や社会保険料について、納税者利便のために申告納税する仕組みについて取り上げる<sup>87</sup>。

このように、PF 事業者から税務・社会保障当局への直接的なデータ連携がもたらす個人事業主(納税者)の主なメリットは、以下の通りである。

- 「記入済み申告書」等による手続コスト縮減

川上である PF 事業者から、PF 利用者(例: EC への出店者や、家事代行サービス提供者)の取引データを税務当局や情報集約機構に直接送信する。これにより、確定申告書にあらかじめ売上情報等を自動記入することが可能となり、PF 利用者はその内容を確認して「申告書提出」ボタンを押すだけとなる。あるいは、一定額以下の売上であれば所得税計算方法を簡素化したり、納税も自動で天引き(源泉徴収のように PF 事業者が行う)し個人事業主の納税作業も不要化する制度を導入する国もある。

- ミスのリスク低減による安心感の確保

PF 事業者の保有する決済データ等からシームレスにデータ連携が行われると、手入力による転記ミスや意図しない集計漏れがなくなる。これにより、個人事業主は申告漏れ等の過誤によるペナルティを恐れることなく安心して事業に専念できる。

- 売上等の可視化による本業への集中

PF 上の取引データ連携が進むことにより、個人事業主は、どの PF でいついくら売上があり、販売手数料がいくらだったのか等が容易に可視化できるようになり、数字に基づいた売上成長や販路開拓などの本来の事業に集中できる環境につながる。

なお、複数の PF からデータを収集するには、PF 上の取引データの規格やその流通のための API 仕様が標準化される必要がある。この点において越境取引の多い欧州では、DAC7 や、その元となった OECD の MRDP によって、デジタル・プラットフォームを通じた取引の透明性を高めるための国際基準を策定し、PF 事業者に対し、利用者の氏名、住所、納税者番号、取引額などの収集と税務当局への報

---

<sup>84</sup> Directive on Administrative Cooperation 7; 欧州行政協力指令第 7 版

<sup>85</sup> 具体的には、MRDP(Model Rules for Reporting by Platform Operators; プラットフォーム運営者による報告モデル規則)

<sup>86</sup> EU 域内の越境 B2C 取引等について、消費者所在地国で課税される VAT を、事業者が 1 つの加盟国で一括して申告・納付できる仕組み。EU 向けの電子サービス等について、消費者がいる国の VAT(付加価値税)を課税し、その申告・納税を 1 か国でまとめて行える制度で、年間 1 万ユーロの閾値があり、EU 他国向け売上がこの金額以下なら自国の VAT ルールを適用できる。超えると消費者所在地国の VAT 課税となり、OSS 制度による申告が利用される。

<sup>87</sup> 具体的な事例は後述のコラム「プラットフォームを活用した簡易な申告・納税の海外事例」を参照のこと。

告を義務付けている。

日本においても、こうした既に存在する国際的な枠組み(報告項目や電子的な提出方法)を参考にしつつ、利用者向けのデータ交付や民間サービス連携用の API 仕様標準化を進めることによって、納税者が複数 PF の取引データを容易に一元管理・活用できるような環境整備が進めば、さらなる利便性の向上が期待される。

改めて整理すると、PF 事業者が利用者の税務・社会保険料の申告・納付に関わる制度としては、以下の四類型が考えられる。

- (1) 利用者への情報報告(例: 確定申告に利用できる年間レポートの交付や、支払調書のようなレポートの交付、またこれらをデータで提供)
- (2) 税務当局等の第三者への情報報告(例: MRDP、DAC7)
- (3) PF 経由を含む収入に適用される簡易な所得税の計算方法(例:PF の売上高に一定の料率をかける方式で算出し、経費は一定ルールで控除)
- (4) 所得税や社会保険料の徴収代行(例:PF の支払の都度、源泉徴収)

次のコラムで取り上げたベルギー・フランスの事例では、これらの類型を複数組み合わせている。これにより、記入済み確定申告、税や社会保険料の自動計算・自動徴収等を通じて、個人事業主の手続コストが削減されている。

#### コラム 4: プラットフォームを活用した簡易な申告・納税の海外事例

EU では DAC7 の導入により、デジタル・プラットフォームが利用者の取引データを毎年税務当局へ報告することが義務化されている。さらに一歩進んで、小規模事業者の事務負担を完全に無くすための特例税制や所得税・社会保険料一体型の源泉徴収モデルを取り入れている先進事例も存在する。

以下の両国では、所得税における一種の簡易課税ともいえる仕組みが導入されており、通常の事業所得よりも低い税率・社会保険料に設定することで、小規模事業者の申告・納税の負担を最小化する取り組みが行われている。

- **ベルギー: 副業・ギグワーカー向け雑所得特例税制と支払都度の源泉徴収**

ベルギーでは、認定 PF 事業者を通じた一定のシェアリングエコノミー所得について、通常の事業所得ではなく、雑所得に相当する「*revenus divers*」として取り扱う特例が設けられている。認定 PF 事業者(フードデリバリー、家庭教師、シッター、家事代行等の PF を含む。)を通じて、個人間で事業性のない peer to peer(P2P)サービスに係る年間総収入額が€7,890 (2026 年所得、物価連動)以内の利用者を対象に、PF 事業者が支払時に一律 10.7%(総収入の 50%を概算経費とし残額に 20%を課税するため、税率は 10%。自治体によって異なる地方税を加算すると 10.7%程度)を所得税の前払いとして源泉徴収して当局に納付する仕組み。認定 PF 事業者は、利用者への支払時に源泉徴収すると同時に、利用者に年間の取引がわかる資料(年間総収入額、源泉徴収額等)を交付する。この特例枠内の利用者は社会保険料の支払いが免除され、納税者自身による確定申告や納税事務は簡素化されている。具体的には、PF 事業者から当局へのデータ連携により、確定申告書に収入額や源泉徴収額等が自動入力され、納税者の税額計算や記帳などの事務負担が大きく軽減されている。

- フランス: 簡易個人事業主向け社会保険料と所得税一括支払制度

世帯所得や年間売上高(物品販売等は年間約€20 万上限)が一定以下の小規模個人事業者を対象に、「所得税一括支払制度(VFL)」を選択することで、売上高に所得税分(1.0%~2.2%)の定率を適用し、社会保険料と合わせて、Urssaf(社保料徴収機構)に納付することができる。これにより、通常の所得税(売上から法定の概算経費を控除した所得を世帯全体の所得に合算し、累進課税を適用)と異なり、売上高に一定の料率をかけるだけで PF 経由を含む事業収入に係る所得税を計算でき、さらに、税と社会保険料の支払窓口・タイミング・計算を一本化できる。

また、社会保険料(活動類型により異なるが、サービス業・自由業では売上の約 21%~26%程度)について、従来は個人事業者自身が毎月(または四半期ごと)に計算・納付していたが、2026 年から PF を経由した売上については、PF 事業者が売上から自動徴収する仕組みが試行されており、2027 年から対象 PF 事業者に義務化される予定である。これにより、個人事業主の日々の所得税計算・社会保険料納付コストが削減される。

アメリカ合衆国では、上述のベルギーやフランスとは異なり、決済 PF 事業者を通じた資金移動をトリガーにした情報報告制度(Form 1099-K)を早くから整備してきた。報告の対象となる金額や取引件数の閾値は改正検討が重ねられてきたが、2025 年 7 月に成立した One Big Beautiful Bill (OB BB 法: Public Law 119-21)では以下のように決定されている。

- アメリカ合衆国: 決済 PF 事業者への報告義務とバックアップ源泉徴収

eコマースや決済 PF 事業者等の第三者決済組織(Third-Party Settlement Organizations: TP SO)に対し、連邦レベルでの 1099-K 報告書の送付を義務付ける基準は「年間総支払額 20,000ドル超かつ年間取引件数 200 件超」とされた。より閾値を下げる(例: 一律 600ドル超とする)ことも一時検討されたが、決済 PF 事業者が有する入出金情報からは、インボイスと異なり取引ごとの品目や適用税率は、容易に特定できない。そのため、ある入金が事業上の売上(課税対象)なのか、プライベートでの割り勘なのか等の機械的な識別が困難という課題があり、納税者の混乱を避ける政策的配慮から、最終的に「20,000ドル超かつ 200 件超」という旧来の閾値が採用された。

PF 事業者の義務として、利用者が PF 事業者に対して有効な納税者識別番号を提出しない場合、または取引基準を超えているにもかかわらず情報開示を拒否した場合、PF 事業者は、支払総額(利用者にとっての売上入金額)から一律 24%を自動で天引きし、内国歳入庁(IRS)に納付する「バックアップ源泉徴収」を行う義務を負う。このバックアップの仕組みは、納税者による自主的な情報開示と適正申告を促すインセンティブとして機能している。

### 6-3. 日本への示唆: デジタル時代に即した所得課税・納税プロセスのグランドデザイン

#### 6-3-1. 多様化する独立労働者と現行の税務申告コスト

事業者に雇用されず、したがって年末調整制度の対象とならないギグワーカー、フリーランスなどの個人事業主に加え、副業・兼業を営む会社員の急増は、我が国における確定申告者数の必然的な増大を

意味する。しかしながら、日々の取引から所得税、消費税、社会保険料を正しく計算し、税理士の介在なくして、個人が自らで適正申告を行うことは学習コストが高く、かつ近年の税制改正(インボイス制度の導入、定額減税、年収の壁の見直し等)に伴いコンプライアンス維持の難易度は上昇している。

このような社会環境の下、欧米の事例が示す通り、デジタル取引を前提に置きつつ、一定規模以下の売上・所得水準にとどまる小規模納税者を対象として、PF 事業者を代理申告・徴収の主体として位置づける政策への移行は、納税者の事務負担および行政コストを最小化する合理的かつ効果的なアプローチとなり得る。

### 6-3-2. 所得税版の簡易課税制度の可能性

日本の既存税制においては、消費税の簡易課税制度<sup>88</sup>が存在している。これと同様の発想を所得税分野に拡張し、実費経費の逐一の計算を要しない、いわば「所得税における簡易課税(概算経費控除)制度」の創設は、諸外国の政策を日本に応用する場合の考え方として、選択肢になりうるのではないか。

具体的には、政策的に対象とする年間売上高や取引件数の上限(閾値)を設けた上で、活動実態に合わせた「みなし必要経費率」を適用し、売上に対して一律かつ低率の固定所得税率を乗じる方式が想定される。これは、ベルギーが認定 PF 事業者を介した一定の P2P サービス所得について、収入の 50%を概算経費として控除し、PF 事業者が総収入の 10.7%の源泉徴収を行う雑所得特例や、フランスが簡易個人事業主に所得税一括支払制度(VFL)で売上高の 1.0%~2.2%の固定率課税を行っている構造に倣った発想である。

### 6-3-3. 「認定プラットフォーム事業者制度」を通じた申告納税の簡易化アイデア

海外事例に倣い、PF 事業者を通じた所得税版の簡易課税制度を実現するとした場合、次の段階的な整備が考えられる。

#### (1) 認定プラットフォーム(PF)事業者の指定と標準フォーマットの整備

フリマアプリ、e コマース、クラウドソーシング、家事代行、配車などのデジタル PF 事業者のうち、事業規模や特定のサービス区分によって政府が「認定 PF 事業者」を指定する。これらの認定 PF において、利用者が簡便に確定申告を行うための財務情報を、複数 PF 間で横断利用可能な標準 API および共通データフォーマットで整備する。

#### (2) 利用者へのデータの直接交付及びオープン API による税務・会計連携

整備された標準データを、PF 事業者が利用者に直接デジタル交付したり、オープン API を介して各種の民間サービスへ間接的に自動連携したりできる環境を政策的に後押しする。

第 5 章で述べた情報基盤が整備できた時点からは、PF 事業者から情報基盤に連携し、利用者や国・地方自治体は情報基盤から情報を得る形となる。

#### (3) 自動源泉徴収(天引き)による申告・納税の自動化

小規模・少額(例: 年間売上 150 万円以下)の雑所得や事業所得のみを有する納税者に対しては、「所得税版の簡易課税制度」に基づき、認定 PF 上で支払いがされる都度、予め設定された「みなし経費率」を除いた残額の売上に対し、一定税率分を自動で源泉天引き(徴収代行)し、PF 事業者から税務当局へ直接納税を行うスキームを導入する。この際、利用者が、PF 事業者を通じて申告納税

---

<sup>88</sup> 年間課税売上高 5,000 万円未満の事業者に対し、実際の仕入税額を計算することなく、売上高に一定の「みなし仕入率」を乗じることで納税額を算定する制度

するか、自身で情報収集し確定申告するかを選択できる仕組みにすることも考えられる。

この制度設計が完了すれば、年末調整の対象とならず、また、確定申告に不慣れな小規模な納税者でも、国から指定を受けた「認定プラットフォーム」上で普段通りサービスや商品を提供するだけで、PF 事業者側に構築されたデジタルインフラを介して、申告納税手続きが自動的に完結し得る<sup>89</sup>。

また、プラットフォーム側にとっても、ベルギーやフランスの事例が示す通り、複雑な税務・申告義務に伴う利用者の心理的な参入障壁を取り払うことで、これまで税務の煩雑さから取引を敬遠していたカジュアルセラーやライトワーカー層の取引活動を活性化させることが可能となり、流通総額のさらなる最大化や自社エコシステムの成長拡大を期待できる。

本提言で示したプラットフォーム連携税制は、少額の事業所得や雑所得を抱える個人の税務負担を軽減するだけでなく、フリーランスや副業の参入障壁を取り除くことで、労働市場の活性化や人手不足の緩和にも寄与するものである。一足飛びに完全自動化を目指すのではなく、まずは「API 仕様やデータ項目の共通化」といった実務的なフレームワークの整備から着手し、段階的に官民共同で個人が適正申告しやすいインフラを整備していくことが重要である。

## 7. 全体ロードマップ

本提言は個人所得申告のあり方を大きく見直すものであり、一年といった短期間で実現することはできない。だからこそ、全体ロードマップを策定し、段階的に、計画的に実現を図ることが肝要である。

ロードマップの策定にあたっては、イギリスの事例の学びを踏まえ、施策の優先順位と実施時期は、(1) 対象者の既存の業務プロセスをどの程度変えるか、(2) 対象者にどの程度の追加費用が発生するか、(3) 施策が依拠する制度・データ・システム基盤がどの程度整っているか、という三つの要因を踏まえて判断すべきである。イギリスにおいて、給与支払報告のリアルタイム化が構想から全面移行まで約 3 年で完了した一方、個人事業主・家主の記帳と申告のデジタル化が 4 回の延期を経て 11 年を要したのは、この三点において負荷が大きく異なっていたためである。

事業者側・行政側ともに既存の業務プロセスやシステムに載せやすい施策から着手し、行動変容や新たな費用負担、基盤整備を伴う施策については、段階的に実施する。以下のロードマップも、この考え方に基づいて組み立てている。

### 7-1. 短期(~2028 年)

- 行政、ソフトウェアベンダー、会計・税務の専門家、事業者による共創体制の設置
  - 事業者規模別・業務領域別の業務プロセス実態把握
- 給与支払報告のリアルタイム化に向けた準備
  - 給与支払報告に関する税制改正

---

<sup>89</sup> 他に給与所得がある場合などは、当然のことながら簡易的な申告納税手続きでは完結せず、確定申告が必要になる。この場合も第 4 章/第 5 章で述べてきた施策を総合すれば、これまでよりも簡便に確定申告を完了できることになる。

- 給与支払報告のデータフォーマット標準化
- 事業者への周知
- 年末調整の簡易化
  - 年末調整の簡易化に関する税制改正(2027 年)
    - ◇ 再年調の取りやめ、年収要件の見直し、オプトアウトなど
  - 翌 2028 年末<sup>90</sup>の年末調整から施行
    - ◇ 基本的には事業者の負担を軽くする改正であり周知期間はさほど必要ないものの、納税者である従業員への配慮は必要
    - ◇ 情報基盤が前提となる施策については中期での実現を目指す
- 確定申告のデジタル化
  - 控除情報等をより簡易に反映できるようにする
- 情報基盤の整備
  - 情報基盤に関する法整備
  - 給与支払報告を受けるための情報基盤の整備
  - 一部対象者に向けた試験稼働
- PF 事業者からの報告フォーマットの整備
  - PF 事業者から利用者への直接デジタル交付

## 7-2. 中期(~2031 年前後)

- 情報基盤の本格稼働(2029 年)
  - 給与支払報告のリアルタイム化の開始
  - PF 事業者からの情報基盤への連携
  - 情報基盤へ集約する情報の段階的拡充
- 給与支払報告のリアルタイム化による事業者からの報告のワンスオンリー化
  - 所得税
  - 住民税
  - 社会保険
  - 労働保険
  - 公的統計
- 年末調整の簡易化に関し、対象となる控除項目の絞込みなど影響の大きいもの、また、大きな法令改正、情報基盤の整備を必要とするもの

## 7-3. 長期(~2030 年代半ば)

- 情報基盤の整備が進み、ワンクリック確定申告を実現可能とした上で、確定申告への一本化が視野に入る
- 住民税の現年課税化について継続的に検討を進めた上で、実現を図る

---

<sup>90</sup> 年末調整の時期を年始にずらす場合には、結果的に 2029 年初ということになる。

- PF 事業者を通じた簡易課税の仕組みについても継続的に検討が必要

## 8. 継続検討すべき課題

第 7 章までに示した提言は、個人所得申告のあり方をデジタルを前提として根底から見直すものであり、その実現の過程では、なお検討を深めるべき課題が残されている。本章では、これらの課題を、施策別の課題(8-1 節から 8-6 節)と、複数の施策に共通する横断的な課題(8-7 節)に整理する。いずれの課題も提言の実現を妨げるものではなく、第 7 章に示した全体ロードマップに沿って施策を具体化する中で、官民が協働して検討を進めるべき論点である。

### 8-1. 給与支払報告のリアルタイム化に関する課題

#### (1) 小規模事業者への対応

- 一定の小規模事業者に関しては、現状で源泉所得税の納付・申告を年 2 回とする特例措置が認められており、源泉所得税の納付・申告のサイクルと月次の給与支払報告のサイクルが一致しないことが考えられる。このような場合には、経過措置としてデジタルによる給与支払報告の頻度を下げることが検討が可能である。このような経過措置はイギリスやオーストラリアなどの諸外国の事例でも見られる。また、特にコストの観点から、国がリアルタイム報告のための簡易的なツールを無償で提供することも検討すべきである。

### 8-2. 年末調整の簡易化に関する課題

#### (1) 詳細な制度設計

- 本提言を実現する上では、新制度の制度設計を詳細に行い、既存制度から新制度への移行方法を精査する必要がある。年末調整の簡易化については、対象者や対象控除の範囲、アウトアウトの可否、再年調を行わず確定申告に委ねる場合の法的整理<sup>91</sup>など、具体的な制度設計が必要となる。

#### (2) 確定申告件数の増加への対応

- 年末調整で考慮する控除項目の絞込み等の簡易化に伴い、確定申告数は確実に増加する。国税庁の事務負担が過大とならないよう、マイナポータル連携の利便性向上、申告画面の改善、AI 等を活用した問合せ対応など、デジタル化を徹底し、行政側の業務負担を抑えつつ国民の利便性を高める必要がある。

#### (3) 年末調整時期と後続業務との整合

- 年末調整の実施時期を年始にずらす場合、事業者の実務や確定申告の時期、さらに後続工

---

<sup>91</sup> 一例として、現行制度では本来、源泉徴収税額が過大又は過少である場合に、納税者(給与所得者)は確定申告においてその誤りを是正する立場にない。そのため、納税者と国との間の法律関係を見直し、給与所得者の確定申告によって源泉徴収税額の是正ができることとする見直しが必要となる。(日本税理士会連合会 税制審議会「令和元年度『源泉徴収制度のあり方について』答申」)

程となる市区町村による給与支払報告書のデータ入力や住民税計算<sup>92</sup>といった業務に一定の影響が及ぶことが避けられない。本提言は確定申告期限を大きくは変更しない<sup>93</sup>ため影響は限定的と考えられるが、税の還付・徴収を含めた精算の時期など全体スケジュールについては、慎重な検討が必要である。あわせて、現行制度で 1 月から行うことのできる所得税の還付申告への影響を最小化する観点から、医療費控除や寄附金控除など還付につながる控除の取扱いについても整理が必要となる。

### 8-3. ワンクリック確定申告に関する課題

#### (1) 還付・徴収(精算)のあり方

- これまで事業者が年末調整の中で担ってきた納税過納額の還付や納税不足額の徴収を、将来的な確定申告への一本化においては国が一括して担うことになる。対象者の大幅な増加を踏まえ、精算の時期や方法を含め、デジタルを前提とした効率的な精算の仕組みを検討する必要がある。
- ワンクリック確定申告に一本化されると、年末調整で還付が行われるのに対し、還付の時期が遅れることとなる。この点に関しては、源泉徴収税額の計算ロジックを精緻化し、過大納付となる金額を減らすことに加え、デジタルを前提とした早期精算・分散精算の可能性も検討すべきである。しかしながら社会的コストの最小化の観点から還付時期が遅れざるを得ない場合には、国民に対し丁寧な説明によって理解を得る努力が必要である。

#### (2) デジタルが苦手な個人への対応

- 5-3-3 項で述べた通り、デジタル機器の操作を苦手とする高齢者、障がい者、外国人等への配慮は不可欠である。多言語での案内や有人サポート体制に加え、代理人による申告を容易にする仕組みなど、時間をかけてデジタルへの一本化を進めるための丁寧な移行設計が求められる。

### 8-4. 住民税の現年課税化に関する課題

#### (1) 詳細な制度設計

- 所得税と住民税の源泉徴収・精算方法をどこまで共通化するか、地方自治体ごとの差異をどのように扱うかについても検討が求められる。

#### (2) 現年課税への切替え時の課税のあり方

- 移行年に前年分と現年分の 2 年分の納税を求めることは、国民感情の面からも、また、相当多くの国民にとって担税力を超える納税額となる可能性があることから、現実的ではない。このため、一過性の措置として、現年 1 年分の納税でよいとする措置が現実的である。このような措置を行ったとしても、自治体のキャッシュフロー上は税収が途切れることはない。所得税におい

<sup>92</sup> ただし、本提言でもふれている住民税の現年課税化が実現すると、そもそも住民税計算のあり方は大きく変わる。

<sup>93</sup> 4-4-2 項では一例として確定申告期限を 3 月 31 日としている。

て昭和 22 年に前年課税から現年課税に切り替えた際に 2 年分の徴収を行っていない<sup>94</sup>ことも踏まえれば、乗り越えられない問題ではないと考えられる。

## 8-5. 情報基盤に関する課題

### (1) 整備・運営のあり方

- 本提言では、情報基盤を国が公的なインフラとして整備すること(公的整備方式)を推奨したが、整備・運営の主体、費用負担、ガバナンスのあり方については、さらなる具体化が必要である。

### (2) 情報連携の方式

- 情報基盤への情報の集約や、国・地方自治体による情報の参照について、情報保有者側から能動的に送信する方式(Push 型)と、必要時に照会・取得する方式(Pull 型)のいずれを基本とするか、情報のタイムリーさ、システム負荷、セキュリティ等の観点から整理が必要である。当初は Pull 型から始め、その後 Push 型に移行するなど、段階的なアプローチも検討すべきである。

### (3) 本人同意の設計

- 情報の所有者は本人であるという原則を明確にし、本人同意の管理、アクセス履歴の可視化、利用目的の限定、第三者提供の範囲など、プライバシー保護の仕組みを制度面・技術面の双方から整備する必要がある。
- 法定事務を超える情報の利活用に関する本人同意については、事前の同意を前提とするか(オプトイン)、拒否の意思表示がない限り可能とするか(オプトアウト)の設計が必要である。同意しない場合の給付等の取扱いも含め、国民の納得感と制度の実効性を両立する仕組みが求められる。

## 8-6. プラットフォーム連携に関する課題

### (1) 認定プラットフォーム事業者制度の設計

- 認定の基準や対象とするサービス区分、所得税版の簡易課税制度の対象とする売上高等の閾値、みなし経費率の水準など、制度の詳細設計についてさらなる検討が必要である。
- 報告すべきデータ項目、API 仕様、利用者への情報交付方法、税務当局や情報基盤への連携方法の明確化も必要である。

### (2) プラットフォーム事業者の参画インセンティブ

- プラットフォーム事業者には、システム対応や源泉徴収事務のコストが新たに発生する。一方で、税務の煩雑さによる利用者の参入障壁が取り除かれることで、取引活動の活性化や流通総額の拡大という中長期的なメリット、いわば「損して得を取る」効果が期待できる。こうしたメリットの明確化とあわせ、必要に応じた政策的な後押しについても検討すべきである。

---

<sup>94</sup> ただし、当時はハイパーインフレであり前年分の税収が現年分に比べてはるかに少なかったという事情が存在したことには留意が必要である。

## 8-7. 横断的な課題

### 8-7-1. インセンティブ設計

年末調整の簡易化やワンスオンリーの実現は、それ自体が事業者の大幅な業務負荷削減につながり、大きなインセンティブ効果を生むことが期待される。一方で、業務のやり方が大きく変わることで、また、デジタルでの業務処理が前提となることも事実であり、多くの事業者が新しい仕組みに円滑に対応できるよう、移行を後押しするインセンティブの検討が必要である。

また、控除証明書等の証憑類を発行する事業者(保険会社や金融機関等)においては、証明書のデジタルデータ化や連携への対応拡大が不可欠である。これらの事業者に対するインセンティブとして、システム投資への税制措置や、一定の経過期間の後に紙の控除証明書を年末調整の控除対象から除外する(確定申告が必要となる)措置が考えられる。

なお、インセンティブには、正のインセンティブ(税制優遇や補助金等)だけでなく、負のインセンティブ(ペナルティを含めた義務付け、制度適用除外等)も存在するが、負のインセンティブは行政主導でなければ成立し難い。逆に言えば、民間主導で取り組みを進める場合には、行政と協働した正のインセンティブの設計が不可欠である。

### 8-7-2. ワンスオンリー実現に向けた制度間の調整

給与支払情報は、所得税、住民税、社会保険、労働保険、公的統計など多くの制度の出発点であるが、現状ではそれぞれの制度目的に応じて異なる形に加工され、別々に提出されている。事業者によるワンスオンリーを実現するためには、行政機関ごとに異なるデータ定義、集計単位、提出時期を見直し、共通して利用可能なデータ標準を整備する必要がある。

今後は、賃金台帳に近い加工度の低いデータを標準フォーマットとして整備し、同一データを複数の行政目的に利用できる仕組みを目指すべきである。その際には、通勤手当の扱いなど制度間で異なる基準について、単にデータで吸収するだけでなく、制度上の差異自体に合理性があるかを検証し、必要に応じて基準の整合化を進めることも重要である<sup>95</sup>。

### 8-7-3. 共創体制の構築

制度改正やシステム開発は行政の机上で完結するものではない。本提言が示す施策は、いずれも税務当局、地方自治体、社会保険関係機関、事業者、ソフトウェアベンダー、専門家など多数の関係者にまたがる。こうした改革において、制度の骨格が固まった後に意見を聴取する従来型の手法では、実務上の論点が設計に反映されず、後戻りを招きやすい。

イギリスにおける MTD の取り組みにおいても、HMRC は当初、政治的な発表に基づく野心的な時間軸を設定したが、自らのシステムの分断や事業者側の準備状況を十分に把握しておらず、結果として複数回の延期を余儀なくされた。同国はその後、設計の初期段階から実務の担い手とともに仕様を練り上げる共創(co-creation)の手法へと転換し、四半期報告の方式変更や代理人機能の追加など、実務に即した見直しを実現している。もっとも、専門家団体からは、この転換が遅きに失し、既に固まってしまった要素は変更できなかったとの指摘もなされている。

---

<sup>95</sup> 反面教師として、イギリスでは、同一の給与報告を参照しながら税務当局と給付当局が異なる日付項目を用いていたことが、給付額の算定誤りとして顕在化した事例がある。

日本において本提言の施策を具体化する際にも、制度の詳細と技術仕様を、行政、事業者、ソフトウェアベンダー、専門家が早期から共同で検討する共創の場を設けることが重要である。特に、法令を先に確定させてシステムをそれに合わせるのではなく、業務プロセスとデータの流れをまず定義し、それに整合する形で法令を設計することが、実装可能性を高める。

#### 8-7-4. テスト期間と体制の確保

ロードマップ策定に際しては、行政・ソフトウェアベンダー双方での十分なテスト期間、事業者における準備期間を見込む必要がある。あわせて、テストを実施するための専用のテスト環境の整備も必要であり、そのための期間もロードマップ上織り込む必要がある。

イギリスにおける RTI の導入では、パイロット・テストが 3 段階に分けて拡大され、最終的に 25 万を超える事業者が参加した上で全面移行に至っている。また、段階が進むにつれて行政による支援の水準を本番時に想定されるものへ近づけることで、実質的な予行演習としての性格を持たせていた。他方、同じ HMRC が後に実施した MTD for Income Tax では、パイロット参加者が目標の 15,500 名に対し 137 名にとどまり、ソフトウェアベンダーからは稼働前に現実的な検証ができなかったとの指摘がなされている。日本において給与支払報告のリアルタイム化を実施する場合にも、十分な規模と現実性を備えた試行期間を確保し、その過程で得られた知見を制度と仕様に反映させることが不可欠である。

#### 8-7-5. デジタル化対応が困難な事業者への支援

新しい仕組みへの移行において、デジタル化した業務やその前提となる人事労務・給与計算業務への対応が困難な事業者が生じることが想定される。こうした事業者に対しては、導入インセンティブの付与や一定の経過期間を設ける措置に加え、「給与支払報告ツール」のように政府が簡易・必要最低限のソフトウェア・サービスを提供することも検討すべきである。また、事業者規模に応じ、経過措置として報告頻度を下げることや、税務に関わる諸団体の協力を得て事業者が支援を受けられる環境を整備することも重要である。

#### 8-7-6. マイナンバー・本人確認の取扱い

本提言の給与支払報告リアルタイム化は、イギリスの RTI 制度を参考に行っている。一方で、RTI 制度では、個人を特定する識別子である NINo(National Insurance Number)が必須項目とされておらず、氏名・生年月日・性別・事業者側の雇用参照番号を組み合わせた突合が行われている。このため同一人物の雇用が重複して登録され、誤った tax code が適用される事象が生じている。これに対し、日本においては、マイナンバーを識別子として活用することで、この種の課題を構造的に回避しうる。

このため本提言では、従業員(給与所得者)を雇用する事業者のみならず、保険会社、金融機関などが給与所得者に関わる各種情報をマイナンバーをキーとして関連付けることを想定している。ただしそのためには、事業者や金融機関等がマイナンバーを確実に保持していることが前提となり、そのための仕組みの整備が課題となる。

現在、マイナンバーの提供を受ける際には、番号確認書類と本人確認書類を用いた本人確認が番号法により義務付けられている<sup>96</sup>が、安全性を確保しつつ、確認手続きの簡易化等を図る必要がある。

---

<sup>96</sup> 番号法第 16 条

### 8-7-7. プライバシーへの配慮

プライバシーへの意識の高まりに伴い、障がい、離婚歴やひとり親といった機微性の高い事実を勤務先に開示することを忌避したい人が増加している。年末調整で取り扱う控除項目の絞込み(4-4-2 項)により、この課題は一部解消されるものの、配偶者控除のように引き続き年末調整で取り扱う項目については課題が残る。こうした従業員への配慮として、扶養関係の状況や保険料、住宅ローン、寄附金、医療費などの控除に関する情報は本人から行政に申告し、行政からは控除額のみが事業者に開示される方法を採ることも考えられ、情報基盤の活用とあわせて継続的に検討する必要がある。

### 8-7-8. 国民の信頼形成

最後に、デジタル化を進める上では、国民の信頼をどのように積み上げるかが最も重要な課題である。所得情報や控除情報は極めて機微性の高い情報であり、利便性や行政効率だけを強調しても、国民の納得は得られない。何のために情報を集約するのか、誰がどの範囲で利用できるのか、本人にどのようなメリットがあるのか、どのように不正利用を防ぐのかを、透明性高く説明する必要がある。

本提言が目指すのは、行政の都合によるデータ収集ではなく、国民、事業者、行政の全てにとって社会的コストを下げる仕組みである。そのためには、小さく始め、実際に利便性と負担軽減を実感できる成功事例を積み重ねることが不可欠である。制度の拡張は、その信頼の蓄積を前提として段階的に進めるべきである。

## 9. 提言まとめ

日本の個人所得申告をめぐる制度は、戦後に紙と手作業を前提として構築され、その後、社会や技術の変化に応じて部分的な電子化が進められてきた。しかし、現在もなお、帳票中心、年次処理中心、事業者代理処理中心という基本構造は大きく変わっていない。その結果、年末調整に代表されるように、事業者・個人・行政のそれぞれに大きな負担が残っているほか、所得の状況をタイムリーに把握できないことが、迅速で適切な公的支援の実現を妨げている。

本提言の基本的な問題意識は、紙の手続きを電子化(Digitization)するだけでは、社会全体の効率化には限界があるという点にある。これから必要なのは、デジタル化(Digitalization)、すなわち、発生源で生まれたデジタルデータを、可能な限りリアルタイムに、構造化されたデータとして、一貫して活用することである。その上で、どの主体がどの処理を担うべきかを、社会的コストの最小化という観点から見直す必要がある。

この考え方にに基づき、本提言は、個人所得申告を、より簡易、公平、タイムリーな仕組みへと進化させることを目指すものである。具体的には、以下の施策を提言した。

- (1) 年末調整を確定申告の「簡易版」として再定義した上での徹底的な簡易化(見積額の使用の排除ないし再年調の取りやめ、対象者・対象控除の絞込み、オプトアウトの導入)(第4章)
- (2) 給与支払報告のデジタル化・リアルタイム化と、所得税・住民税・社会保険・労働保険・公的統計にまたがる事業者報告のワンスオンリー化(第4章)
- (3) 住民税の現年課税化に向けた継続的な検討(第4章)

- (4) 所得や控除に関する情報を集約・蓄積・利活用する情報基盤の整備と、それを通じた「ワンクリック確定申告」の実現(第 5 章)
- (5) 認定プラットフォーム事業者制度を通じた個人事業主の申告・納税の簡易化(第 6 章)

これらの施策は、いずれも日本において前例のない取組みではあるが、実現可能性を欠くものではない。イギリスは 2013 年、給与支払報告を年 1 回から給与支払の都度へと変更した。報告の頻度が大幅に増えたにもかかわらず、移行後の事業者調査では、年度末処理の負担を「最小限」と評価した事業者が従来の 54%から 75%へ増加し、80%が負担は減少または同程度と回答している。これは、既存の給与計算業務の中に報告を組み込む設計を採ったためであり、報告の頻度そのものが負担を決めるのではないことを示している。本提言が目指すのも、事業者に新たな作業を課すことではなく、既に行われている業務から生まれるデータを、そのまま活用できる形にすることである。

一方、これらの施策は、個人所得申告のあり方を大きく見直すものであり、一朝一夕に実現できるものではない。しかし、重要なのは、壮大な構想を描くだけで終わらせないことである。最終的には、誰もが自らの収入情報や控除情報を随時確認でき、申告時期にはワンクリックで申告を完了できる社会を目指すべきである。もっとも、その実現までには、制度改正、情報基盤の整備、データ標準化、プライバシー保護、事業者支援、行政実務の見直しなど、多くの課題が存在する。だからこそ、全体像を共有した上で、短期的に実現可能な施策から着実に進め、国民と事業者が具体的なメリットを実感できる形で信頼を積み上げていく必要がある。

個人所得申告のあり方の見直しのためには、行政と民間の協働は不可欠である。この協働は、制度の骨格が固まった後に意見を聴く形ではなく、設計の初期段階から、ソフトウェアベンダーを含む実務の担い手とともに仕様を練り上げる「共創」であるべきである。イギリスにおいては、こうした共創の取組みが本格化したのは改革の途上からであり、そのために変更できなかった要素があったことが、関係者から率直に指摘されている。

社会的システムのデジタル化は、単なる行政手続きの効率化ではない。それは、国民が必要な支援をタイムリーに受けられ、事業者が本来の事業活動に集中でき、行政がより正確で公平な制度運営を行うための社会基盤の再設計である。本提言を契機として、行政と民間が協働・共創し、個別制度の部分最適を超えて、社会全体としてのコスト最小化と利便性向上を実現する取組みが進むことを期待する。

## 10. 社会的システム・デジタル化研究会について

社会的システム・デジタル化研究会(通称、Born Digital 研究会、以下「本研究会」)は、社会的システムのデジタル化(Digitalization)を通じ、社会全体としての効率を抜本的に向上させ、社会的コストの最小化を図ることを目指し、2025 年 12 月に、一般社団法人 ソフトウェア協会 政策・法務知財委員会の下で発足した。以降、2026 年 7 月まで合計 8 回の研究会を開催し、本提言を策定した。

2026 年 7 月時点において、本研究会の参加メンバーおよびオブザーバーは以下の通りである。なお、本提言は、参加メンバーそれぞれが個人の立場で参加し、協議の上取りまとめたものである。本提言は参加メンバーの所属する会社の公式見解ではないこと、また、一部の内容において個別参加メンバーの意見と一致しない点もあることにご留意いただきたい。

## 参加メンバー

|                      |                         |        |
|----------------------|-------------------------|--------|
| 株式会社オービックビジネスコンサルタント | 代表取締役社長                 | 和田 成史  |
| 株式会社 TKC             | 代表取締役社長                 | 飯塚 真規  |
| ピー・シー・エー株式会社         | 代表取締役社長 <sup>97</sup>   | 佐藤 文昭  |
| freee 株式会社           | Chief of Public Affairs | 小泉 美果  |
| 株式会社マネーフォワード         | 執行役員グループ CoPA           | 瀧 俊雄   |
| 株式会社ミロク情報サービス        | 取締役常務執行役員               | 安河内 崇  |
| 弥生株式会社               | 副社長執行役員                 | 前山 貴弘  |
| 株式会社リアルソリューションズ      | 代表取締役社長                 | 岡本 浩一郎 |

(法人名 50 音順、敬称略)

## オブザーバー

|                     |            |       |
|---------------------|------------|-------|
| 公益財団法人東京財団          | シニア政策オフィサー | 森信 茂樹 |
| 独立行政法人情報処理推進機構(IPA) | 執行役員       | 浅岡 孝充 |

(敬称略)

個人所得申告の仕組みは、基本的に行政の仕組みであることから、行政による主導が期待されるが、本研究会としても、民間の観点での議論と意見発信を継続し、本提言の主眼である全体最適と社会的コストの最小化が着実に実現されることを目指す。

## 11. 参考事例

調査報告書: イギリスにおける税務のデジタル化 ～ Real Time Information、Making Tax Digital、デジタルインボイス

別紙調査報告書参照

以上

---

<sup>97</sup> 2026 年 6 月をもって退任